

別表（第11条の5関係）

イ 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表  
（令和2年4月27日現在）

鶴岡市	第1号区分	(1) 平成17年10月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた鶴岡市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年鶴岡市条例第59号。以下「施行日前の鶴岡市給与条例」という。）の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち鶴岡市長の定めるもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして鶴岡市長の定めるもの
	第2号区分	(1) 施行日前の鶴岡市給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第1号区分の項第1項に掲げる者を除く。）のうち鶴岡市長の定めるもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして鶴岡市長の定めるもの
	第3号区分	(1) 施行日前の鶴岡市給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第1号区分の項第1項及び第2号区分の項第1項に掲げる者を除く。） (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして鶴岡市長の定めるもの
	第4号区分	(1) 施行日前の鶴岡市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの (2) 施行日前の鶴岡市給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち鶴岡市長の定めるもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして鶴岡市長の定めるもの
	第5号区分	(1) 施行日前の鶴岡市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 施行日前の鶴岡市給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの（第4号区分の項第2号に掲げる者を除く。） (3) 施行日前の鶴岡市給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (4) 施行日前の鶴岡市給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして鶴岡市長の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日前の鶴岡市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 施行日前の鶴岡市給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち鶴岡市長の定めるもの (3) 施行日前の鶴岡市給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (4) 施行日前の鶴岡市給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして鶴岡市長の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日前の鶴岡市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 施行日前の鶴岡市給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第6号区分の項第2号に掲げる者を除く。） (3) 施行日前の鶴岡市給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属

		<p>する職務の級が5級であったもの</p> <p>(4) 施行日前の鶴岡市給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(5) 平成17年10月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた鶴岡市技能職員に関する規則(平成17年鶴岡市規則第52号。以下「施行日前の鶴岡市給与規則」という。)の技能職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち受けていた給料月額が28号給以上であったもの又は2級であったもの</p> <p>(6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして鶴岡市長の定めるもの</p>
	第8号区分	<p>(1) 施行日前の鶴岡市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の鶴岡市給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち鶴岡市長の定めるもの</p> <p>(3) 施行日前の鶴岡市給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級、3級又は4級であったもの</p> <p>(4) 施行日前の鶴岡市給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級又は3級であったもの</p> <p>(5) 施行日前の鶴岡市給与規則の技能職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち受けていた給料月額が20号給から27号給までであったもの</p> <p>(6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして鶴岡市長の定めるもの</p>
	第9号区分	第1号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
新 庄 市	第5号区分	<p>(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた新庄市一般職の給与に関する条例(昭和32年新庄市条例第15号。以下「施行日前の新庄市給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(2) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた新庄市一般職の給与に関する条例(昭和32年新庄市条例第15号。以下「施行日前の新庄市給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして新庄市長の定めるもの</p>
	第6号区分	<p>(1) 施行日前の新庄市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の新庄市条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして新庄市長の定めるもの</p>
	第7号区分	<p>(1) 施行日前の新庄市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の新庄市条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち在職年数が18年以上のもの</p> <p>(3) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた新庄市技能労務職員の給与の支給に関する規則(昭和34年新庄市規則第13号。以下「施行日前の新庄市給与規則」という。)の技能労務職給料表の適用を受けていた</p>

		<p>者でその受けていた給料月額が41号給以上であったもの</p> <p>(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして新庄市長の定めるもの</p>
	第8号区分	<p>(1) 施行日前の新庄市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の新庄市条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第7号区分の項第2号に掲げる者を除く。)のうち在職年数が9年以上であったもの</p> <p>(3) 施行日前の新庄市給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が25号給から40号給までであったもの</p> <p>(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして新庄市長の定めるもの</p>
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
寒河江市	第4号区分	<p>(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた寒河江市一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年寒河江市条例第6号。以下「施行日前の寒河江市給与条例」という。)の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして寒河江市長の定めるもの</p>
	第5号区分	<p>(1) 施行日前の寒河江市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の寒河江市給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(3) 施行日前の寒河江市給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(4) 施行日前の寒河江市給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして寒河江市長の定めるもの</p>
	第6号区分	<p>(1) 施行日前の寒河江市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の寒河江市給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして寒河江市長の定めるもの</p>
	第7号区分	<p>(1) 施行日前の寒河江市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の寒河江市給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</p> <p>(3) 施行日前の寒河江市給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(4) 施行日前の寒河江市給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして寒河江市長の定めるもの</p>
	第8号区分	<p>(1) 施行日前の寒河江市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の寒河江市給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの</p> <p>(3) 施行日前の寒河江市給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその</p>

		<p>属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(4) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた寒河江市技能労務職員の給与の支給に関する規則（昭和35年寒河江市規則第4号）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が27号給以上であったもの</p> <p>(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして寒河江市長の定めるもの</p>
	第9号区分	第4号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
上山市	第5号区分	<p>(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた上山市一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年上山市条例第20号。以下「施行日前の上山市給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(2) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた上山市水道企業職員の給与の支給に関する規程（昭和42年上山市水管規程第6号。以下「施行日前の上山市水道企業職員給与規則」という。）の企業職給料表Ⅰの適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして上山市長の定めるもの</p>
	第6号区分	<p>(1) 施行日前の上山市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の上山市水道企業職員給与規則の企業職給料表Ⅰの適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして上山市長の定めるもの</p>
	第7号区分	<p>(1) 施行日前の上山市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 平成8年4月1日から平成13年3月31日までの間において適用されていた上山市技能労務職員の範囲並びに給与等の支給に関する規則（昭和35年上山市規則第5号。以下「平成8年4月以後平成13年3月以前の上山市給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が33号給以上であったもの</p> <p>(3) 平成13年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた上山市技能労務職員の範囲並びに給与等の支給に関する規則（以下「平成13年4月以後施行日前の上山市給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が31号給以上であったもの</p> <p>(4) 施行日前の上山市水道企業職員給与規則の企業職給料表Ⅰの適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(5) 平成8年4月1日から平成13年3月31日までの間において適用されていた上山市水道企業職員の給与の支給に関する規程（以下「平成8年以後平成13年3月以前の上山市水道企業職員給与規則」という。）の企業職給料表Ⅱの適用を受けていた者でその受けていた給料月額が33号給以上であったもの</p> <p>(6) 平成13年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた上山市水道企業職員の給与の支給に関する規程（以下「平成13年4月以後施行日前の上山市水道企業職員給与規則」という。）の企業職給料表Ⅱの適用を受けていた者でその受けていた給料月額が31号給以上であったもの</p> <p>(7) 前各号に掲げる者に準ずるものとして上山市長の定めるもの</p>
	第8号区分	(1) 施行日前の上山市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの

		<p>務の級が4級又は5級であったもの</p> <p>(2) 平成8年4月以後平成13年3月以前の上山市給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が24号給から32号給までであったもの</p> <p>(3) 成13年4月以後施行日前の上山市給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が23号給から30号給までであったもの</p> <p>(4) 施行日前の上山市水道企業職員給与規則の企業職給料表Ⅰの適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</p> <p>(5) 平成8年以後平成13年3月以前の上山市水道企業職員給与規則の企業職給料表Ⅱの適用を受けていた者でその受けていた給料月額が24号給から32号給までであったもの</p> <p>(6) 平成13年4月以後施行日前の上山市水道企業職員給与規則の企業職給料表Ⅱの適用を受けていた者でその受けていた給料月額が23給から30号給までであったもの</p> <p>(7) 前各号に掲げる者に準ずるものとして上山市長の定めるもの</p>
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
村山市	第5号区分	<p>(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた村山市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年村山市条例第22号。以下「施行日前の村山市給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(2) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた村山市水道企業職員の給与の支給に関する規程（昭和42年村山市水道企業管理規程第7号。以下「施行日前の村山市水道企業管理規程」という。）の企業職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして村山市長の定めるもの</p>
	第6号区分	<p>(1) 施行日前の村山市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の村山市水道企業管理規程の企業職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして村山市長の定めるもの</p>
	第7号区分	<p>(1) 施行日前の村山市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の村山市水道企業管理規程の企業職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして村山市長の定めるもの</p>
	第8号区分	<p>(1) 施行日前の村山市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の村山市水道企業管理規程の企業職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして村山市長の定めるもの</p>
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
長井市	第5号区分	(1) 平成8年4月1日から平成17年3月31日までの間において適用されていた長井市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年長井市条例第17号。以下「平成8年4月以後平成17年3月以前の長井市給与条例」という。）の行政職給料表の適

	<p>用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(2) 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた長井市一般職の職員の給与に関する条例（以下「平成17年4月以後施行日前の長井市給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(3) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた長井市一般職の職員の給与に関する条例（以下「平成8年以後施行日前の長井市給与条例」という。）の医療職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級又は7級であったもの</p> <p>(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして長井市長の定めるもの</p>
第6号区分	<p>(1) 平成8年4月以後平成17年3月以前の長井市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(2) 平成17年4月以後施行日前の長井市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの又は平成17年3月31日において平成8年以後平成17年3月以前の長井市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして長井市長の定めるもの</p>
第7号区分	<p>(1) 平成8年4月以後平成17年3月以前の長井市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 平成17年4月以後施行日前の長井市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの又は平成17年3月31日において平成8年以後平成17年3月以前の長井市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(3) 平成8年以後施行日前の長井市給与条例の医療職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(4) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた長井市技能労務職員の給与の支給に関する規則（昭和35年長井市規則第6号。以下「施行日前の長井市給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が36号給以上であったもの</p> <p>(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして長井市長の定めるもの</p>
第8号区分	<p>(1) 平成8年4月以後平成17年3月以前の長井市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</p> <p>(2) 平成17年4月以後施行日前の長井市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級若しくは5級であったもの又は平成17年3月31日において平成8年以後平成17年3月以前の長井市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級若しくは5級であったもの</p> <p>(3) 平成8年以後施行日前の長井市給与条例の医療職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの</p> <p>(4) 施行日前の長井市給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が24号給から35号給までであったもの</p> <p>(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして長井市長の定めるもの</p>
第9号区分	<p>第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者</p>

東根市	第5号区分	<p>(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた東根市一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年東根市条例第17号。以下「施行日前の東根市給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(2) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた東根市水道企業職員の給与に関する規程（昭和47年東根市規程第4号。以下「施行日前の東根市水道企業職員給与規程」という。）の企業職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして東根市長の定めるもの</p>
	第6号区分	<p>(1) 施行日前の東根市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の東根市水道企業職員給与規程の企業職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして東根市長の定めるもの</p>
	第7号区分	<p>(1) 施行日前の東根市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた東根市技能労務職員の給与等に関する規則（昭和35年東根市規則第17号。以下「施行日前の東根市技労規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が34号給以上であったもの</p> <p>(3) 施行日前の東根市水道企業職員給与規程の企業職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(4) 施行日前の東根市水道企業職員給与規程の企業職給料表（2）の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が34号給以上であったもの</p> <p>(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして東根市長の定めるもの</p>
	第8号区分	<p>(1) 施行日前の東根市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の東根市技労規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が24号給から33号給までであったもの</p> <p>(3) 施行日前の東根市水道企業職員給与規程の企業職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</p> <p>(4) 施行日前の東根市水道企業職員給与規程の企業職給料表（2）の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が24号給から33号給までであったもの</p> <p>(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして東根市長の定めるもの</p>
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
尾花沢市	第3号区分	<p>(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた尾花沢市一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年尾花沢市条例第12号。以下「施行日前の尾花沢市給与条例」という。）の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったものうち尾花沢市長の定めるもの</p> <p>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして尾花沢市長の定めるもの</p>
	第4号区分	<p>(1) 施行日前の尾花沢市給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第3号区分の項第1号に掲げる者を除く。）</p> <p>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして尾花沢市長の定めるもの</p>
	第5号区分	(1) 施行日前の尾花沢市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する

		<p>職務の級が8級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の尾花沢市給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして尾花沢市長の定めるもの</p>
	第6号区分	<p>(1) 施行日前の尾花沢市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の尾花沢市給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち尾花沢市長の定めるもの</p> <p>(3) 施行日前の尾花沢市給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち尾花沢市長の定めるもの</p> <p>(4) 施行日前の尾花沢市給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして尾花沢市長の定めるもの</p>
	第7号区分	<p>(1) 施行日前の尾花沢市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の尾花沢市給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第6号区分の項第2号に掲げる者を除く。)</p> <p>(3) 施行日前の尾花沢市給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第6号区分の項第3号に掲げる者を除く。)</p> <p>(4) 施行日前の尾花沢市給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(5) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた尾花沢市技能労務職員の給与等の支給に関する規則(昭和36年尾花沢市規則第8号。以下「施行日前の尾花沢市給与規則」という。)の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が40号給以上であったもの</p> <p>(6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして尾花沢市長の定めるもの</p>
	第8号区分	<p>(1) 施行日前の尾花沢市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の尾花沢市給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち尾花沢市長の定めるもの</p> <p>(3) 施行日前の尾花沢市給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち尾花沢市長が定めるもの又は3級若しくは4級であったもの</p> <p>(4) 施行日前の尾花沢市給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち尾花沢市長が定めるもの又は3級であったもの</p> <p>(5) 施行日前の尾花沢市給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が22号給から39号給までであったもの</p> <p>(6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして尾花沢市長の定めるもの</p>
	第9号区分	第3号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
南陽市	第5号区分	(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた南陽市一般職の職員の給与に関する条例(昭和42年南陽市条例第28号。以下「施行日前の南陽市給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの

	<p>(2) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた南陽市企業職員の給与の支給に関する規程（昭和43年南陽市水道事業企業訓令第7号。以下「施行日前の南陽市水道事業企業訓令」という。）の企業職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして南陽市長の定めるもの</p>
第6号区分	<p>(1) 施行日前の南陽市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の南陽市給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(3) 施行日前の南陽市水道事業企業訓令の企業職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして南陽市長の定めるもの</p>
第7号区分	<p>(1) 施行日前の南陽市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の南陽市給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(3) 平成8年4月1日から平成14年12月31日までの間において適用されていた南陽市技能労務職員の給与に関する規則（昭和45年南陽市規則第6号。以下「平成8年4月以後平成14年12月以前の南陽市給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が40号給以上であったもの</p> <p>(4) 平成15年1月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた南陽市技能労務職員の給与に関する規則（以下「平成15年1月以後施行日前の南陽市給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が37号給以上であったもの</p> <p>(5) 施行日前の南陽市水道事業企業訓令の企業職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(6) 平成8年4月1日から平成14年12月31日までの間において適用されていた南陽市企業職員の給与の支給に関する規程（以下「平成8年4月以後平成14年12月以前の南陽市水道事業企業訓令」という。）の企業職給料表（2）の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が40号給以上であったもの</p> <p>(7) 平成15年1月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた南陽市企業職員の給与の支給に関する規程（以下「平成15年4月以後施行日前の南陽市水道事業企業訓令」という。）の企業職給料表（2）の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が37号給以上であったもの</p> <p>(8) 前各号に掲げる者に準ずるものとして南陽市長の定めるもの</p>
第8号区分	<p>(1) 施行日前の南陽市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の南陽市給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの</p> <p>(3) 平成8年4月以後平成14年12月以前の南陽市給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が27号給から39号給までであったもの</p> <p>(4) 平成15年1月以後施行日前の南陽市給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が26号給から36号給までであったもの</p>

		<p>(5) 施行日前の南陽市水道事業企業訓令の企業職給料表（１）の適用を受けていた者でその属する職務の級が４級又は５級であったもの</p> <p>(6) 平成８年４月以後平成１４年１２月以前の南陽市水道事業企業訓令の企業職給料表（２）の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が２７号給から３９号給までであったもの</p> <p>(7) 平成１５年４月以後施行日前の南陽市水道事業企業訓令の企業職給料表（２）の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が２６号給から３６号給までであったもの</p> <p>(8) 前各号に掲げる者に準ずるものとして南陽市長の定めるもの</p>
	第９号区分	第５号区分から第８号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
山 辺 町	第５号区分	<p>(1) 平成８年４月１日から平成１８年３月３１日までの間において適用されていた山辺町一般職の職員の給与に関する条例（昭和４５年山辺町条例第２２号。以下「施行日前の山辺町給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が８級であったもの</p> <p>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして山辺町長の定めるもの</p>
	第６号区分	<p>(1) 施行日前の山辺町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が７級であったもの</p> <p>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして山辺町長の定めるもの</p>
	第７号区分	<p>(1) 施行日前の山辺町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が６級であったもの</p> <p>(2) 平成８年４月１日から平成１８年３月３１日までの間において適用されていた山辺町技能労務職員の給与に関する規則（昭和４６年山辺町規則第２号。以下「施行日前の山辺町給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が４１号給以上であったもの</p> <p>(3) 前２号に掲げる者に準ずるものとして山辺町長の定めるもの</p>
	第８号区分	<p>(1) 施行日前の山辺町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が４級又は５級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の山辺町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が２４号給から４０号給までであったもの</p> <p>(3) 前２号に掲げる者に準ずるものとして山辺町長の定めるもの</p>
	第９号区分	第５号区分から第８号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
中 山 町	第５号区分	<p>(1) 平成８年４月１日から平成１８年３月３１日までの間において適用されていた中山町の一般職の職員の給与に関する条例（昭和４６年中山町条例第１５号。以下「施行日前の中山町給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が８級であったもの</p> <p>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして中山町長の定めるもの</p>
	第６号区分	<p>(1) 施行日前の中山町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が７級であったもの</p> <p>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして中山町長の定めるもの</p>
	第７号区分	<p>(1) 施行日前の中山町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が６級であったもの</p> <p>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして中山町長の定めるもの</p>
	第８号区分	<p>(1) 施行日前の中山町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が４級又は５級であったもの</p>

		<p>(2) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた中山町技能労務職員の給与に関する規則（昭和46年中山町規則第6号）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が24号給以上であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして中山町長の定めるもの</p>
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
河北町	第5号区分	<p>(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた河北町一般職の職員の給与に関する条例（昭和48年河北町条例第15号。以下「施行日前の河北町給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして河北町長の定めるもの</p>
	第6号区分	<p>(1) 施行日前の河北町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして河北町長の定めるもの</p>
	第7号区分	<p>(1) 施行日前の河北町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた河北町技能労務職員の給与に関する規則（昭和49年河北町規則第11号。以下「施行日前の河北町給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が38号給以上であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして河北町長の定めるもの</p>
	第8号区分	<p>(1) 施行日前の河北町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の河北町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が24号給から37号給までであったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして河北町長の定めるもの</p>
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
西川町	第4号区分	<p>(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた西川町一般職の職員の給与に関する条例（昭和46年西川町条例第7号。以下「施行日前の西川町給与条例」という。）の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして西川町長の定めるもの</p>
	第5号区分	<p>(1) 施行日前の西川町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の西川町給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(3) 施行日前の西川町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして西川町長の定めるもの</p>

	第6号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日前の西川町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</li> <li>(2) 施行日前の西川町給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち西川町長の定めるもの</li> <li>(3) 施行日前の西川町給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</li> <li>(4) 施行日前の西川町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</li> <li>(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして西川町長の定めるもの</li> </ul>
	第7号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日前の西川町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</li> <li>(2) 施行日前の西川町給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第6号区分の項第2号に掲げる者を除く。）</li> <li>(3) 施行日前の西川町給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</li> <li>(4) 施行日前の西川町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</li> <li>(5) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた西川町技能労務職員に関する規則（昭和46年西川町規則第7号。以下「施行日前の西川町給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が41号給以上であったもの</li> <li>(6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして西川町長の定めるもの</li> </ul>
	第8号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日前の西川町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</li> <li>(2) 施行日前の西川町給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち西川町長が定めるもの</li> <li>(3) 施行日前の西川町給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(4) 施行日前の西川町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(5) 施行日前の西川町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が25号給から40号給までであったもの</li> <li>(6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして西川町長の定めるもの</li> </ul>
	第9号区分	第4号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
朝日町	第4号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた朝日町一般職の職員の給与に関する条例（昭和53年朝日町条例第10号。以下「施行日前の朝日町給与条例」という。）の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして朝日町長の定めるもの</li> </ul>
	第5号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日前の朝日町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</li> <li>(2) 施行日前の朝日町給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</li> <li>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして朝日町長の定めるもの</li> </ul>

	第6号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日前の朝日町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</li> <li>(2) 施行日前の朝日町給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの</li> <li>(3) 施行日前の朝日町給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</li> <li>(4) 施行日前の朝日町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</li> <li>(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして朝日町長の定めるもの</li> </ul>
	第7号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日前の朝日町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</li> <li>(2) 施行日前の朝日町給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</li> <li>(3) 施行日前の朝日町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</li> <li>(4) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた朝日町技能労務職員の給与に関する規則（昭和53年朝日町規則第6号。以下「施行日前の朝日町給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が38号給以上であったもの</li> <li>(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして朝日町長の定めるもの</li> </ul>
	第8号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日前の朝日町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</li> <li>(2) 施行日前の朝日町給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(3) 施行日前の朝日町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(4) 施行日前の朝日町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が23号給から37号給までであったもの</li> <li>(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして朝日町長の定めるもの</li> </ul>
	第9号区分	第4号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
大江町	第5号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた大江町一般職の職員の給与に関する条例（昭和45年大江町条例第5号。以下「施行日前の大江町給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</li> <li>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして大江町長の定めるもの</li> </ul>
	第6号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日前の大江町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</li> <li>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして大江町長の定めるもの</li> </ul>

	第7号区分	<p>(1) 施行日前の大江町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた大江町技能労務職員の給与に関する規則（昭和45年大江町規則第9号。以下「施行日前の大江町給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が41号給以上であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして大江町長の定めるもの</p>
	第8号区分	<p>(1) 施行日前の大江町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の大江町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が24号給から40号給までであったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして大江町長の定めるもの</p>
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
大石田町	第5号区分	<p>(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた大石田町一般職の職員の給与に関する条例（昭和46年大石田町条例第5号。以下「施行日前の大石田町給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして大石田町長の定めるもの</p>
	第6号区分	<p>(1) 施行日前の大石田町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして大石田町長の定めるもの</p>
	第7号区分	<p>(1) 施行日前の大石田町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた大石田町技能労務職員の給与に関する規則（昭和50年大石田町規則第11号。以下「施行日前の大石田町給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が37号給以上であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして大石田町長の定めるもの</p>
	第8号区分	<p>(1) 施行日前の大石田町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の大石田町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が22号給から36号給までであったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして大石田町長の定めるもの</p>
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
金山町	第5号区分	<p>(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた金山町一般職の職員の給与に関する条例（昭和48年金山町条例第19号。以下「施行日前の金山町給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の金山町給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして金山町長の定めるもの</p>

	第6号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日前の金山町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</li> <li>(2) 施行日前の金山町給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</li> <li>(3) 施行日前の金山町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち管理職手当の支給を受けていたもの</li> <li>(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして金山町長の定めるもの</li> </ul>
	第7号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日前の金山町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</li> <li>(2) 施行日前の金山町給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</li> <li>(3) 施行日前の金山町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの(第6号区分の項第3号に掲げる者を除く。)</li> <li>(4) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた金山町技能労務職員に関する規則(昭和39年金山町規則第2号。以下「施行日前の金山町給与規則」という。)の技能労務職給料表(1)の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が41号給以上であったもの</li> <li>(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして金山町長の定めるもの</li> </ul>
	第8号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日前の金山町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</li> <li>(2) 施行日前の金山町給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの</li> <li>(3) 施行日前の金山町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(4) 施行日前の金山町給与規則の技能労務職給料表(1)の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が25号給から40号給までであったもの</li> <li>(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして金山町長の定めるもの</li> </ul>
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
最上町	第4号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた最上町一般職の職員の給与に関する条例(昭和45年最上町条例第9号。以下「施行日前の最上町給与条例」という。)の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして最上町長の定めるもの</li> </ul>
	第5号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日前の最上町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</li> <li>(2) 施行日前の最上町給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</li> <li>(3) 施行日前の最上町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</li> <li>(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして最上町長の定めるもの</li> </ul>

	第6号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日前の最上町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</li> <li>(2) 施行日前の最上町給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの</li> <li>(3) 施行日前の最上町給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</li> <li>(4) 施行日前の最上町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</li> <li>(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして最上町長の定めるもの</li> </ul>
	第7号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日前の最上町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</li> <li>(2) 施行日前の最上町給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</li> <li>(3) 施行日前の最上町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</li> <li>(4) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた最上町技能労務職員に関する規則（昭和62年最上町規則第2号。以下「施行日前の最上町給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が35号給以上であったもの</li> <li>(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして最上町長の定めるもの</li> </ul>
	第8号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日前の最上町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</li> <li>(2) 施行日前の最上町給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの</li> <li>(3) 施行日前の最上町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(4) 施行日前の最上町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が21号給から34号給までであったもの</li> <li>(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして最上町長の定めるもの</li> </ul>
	第9号区分	第4号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
舟形町	第5号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた舟形町一般職の給与に関する条例（昭和45年舟形町条例第13号。以下「施行日前の舟形町給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</li> <li>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして舟形町長の定めるもの</li> </ul>
	第6号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日前の舟形町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</li> <li>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして舟形町長の定めるもの</li> </ul>

	第7号区分	<p>(1) 施行日前の舟形町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた舟形町技能労務職員に関する規則（昭和45年舟形町規則第14号。以下「施行日前の舟形町給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が40号給以上であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして舟形町長の定めるもの</p>
	第8号区分	<p>(1) 施行日前の舟形町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の舟形町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が30号給から39号給までであったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして舟形町長の定めるもの</p>
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
真室川町	第4号区分	<p>(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた真室川町一般職の職員の給与に関する条例（昭和46年真室川町条例第5号。以下「施行日前の真室川町給与条例」という。）の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして真室川町長の定めるもの</p>
	第5号区分	<p>(1) 施行日前の真室川町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の真室川町給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(3) 平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた真室川町教育委員会職員の給与、勤務時間、その他勤務条件に関する条例（平成16年真室川町条例第16号）第2条の規定によりその例によることとされた山形県職員等の給与に関する条例の適用を受ける市町村立小中学校の校長又は教員に適用された同条例の教育職給料表（2）（以下「施行日前の真室川町条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表（2）」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして真室川町長の定めるもの</p>
	第6号区分	<p>(1) 施行日前の真室川町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の真室川町給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち管理職手当の支給を受けていたもの</p> <p>(3) 施行日前の真室川町給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち管理職手当の支給を受けていたもの</p> <p>(4) 施行日前の真室川町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(5) 施行日前の真室川町条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして真室川町長の定めるもの</p>

	第7号区分	<p>(1) 施行日前の真室川町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の真室川町給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第6号区分の項第2号に掲げる者を除く。）</p> <p>(3) 施行日前の真室川町給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第6号区分の項第3号に掲げる者を除く。）</p> <p>(4) 施行日前の真室川町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(5) 施行日前の真室川町条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち在職年数が18年以上のもの</p> <p>(6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして真室川町長の定めるもの</p>
	第8号区分	<p>(1) 施行日前の真室川町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の真室川町給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち管理職手当の支給を受けていたもの</p> <p>(3) 施行日前の真室川町給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの</p> <p>(4) 施行日前の真室川町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(5) 施行日前の真室川町条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第7号区分の項第5号に掲げる者を除く。）のうち在職年数が9年以上のもの</p> <p>(6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして真室川町長の定めるもの</p>
	第9号区分	第4号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
鮭川村	第5号区分	<p>(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた鮭川村一般職の職員の給与に関する条例（昭和45年鮭川村条例第7号。以下「施行日前の鮭川村給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして鮭川村長の定めるもの</p>
	第6号区分	<p>(1) 施行日前の鮭川村給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして鮭川村長の定めるもの</p>
	第7号区分	<p>(1) 施行日前の鮭川村給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして鮭川村長の定めるもの</p>
	第8号区分	<p>(1) 施行日前の鮭川村給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</p> <p>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして鮭川村長の定めるもの</p>
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

戸 沢 村	第5号区分	<p>(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた戸沢村一般職の職員給与に関する条例（昭和45年戸沢村条例第3号。以下「施行日前の戸沢村給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の戸沢村給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(3) 平成11年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた戸沢村教育委員会職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例（平成11年戸沢村条例第8号）第2条の規定により例によることとされた山形県職員等の給与に関する条例の適用を受ける市町村立小中学校の校長又は教員に適用された同条例の教育職給料表（2）（以下「平成11年4月以後施行日前の戸沢村条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表（2）」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級以上であったもの</p> <p>(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして戸沢村長の定めるもの</p>
	第6号区分	<p>(1) 施行日前の戸沢村給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の戸沢村給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち管理職手当の支給を受けていたもの</p> <p>(3) 施行日前の戸沢村給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち管理職手当の支給を受けていたもの</p> <p>(4) 平成11年4月以後施行日前の戸沢村条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして戸沢村長の定めるもの</p>
	第7号区分	<p>(1) 施行日前の戸沢村給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の戸沢村給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第6号区分の項第2号に掲げる者を除く。）</p> <p>(3) 施行日前の戸沢村給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第6号区分の項第3号に掲げる者を除く。）</p> <p>(4) 施行日前の戸沢村給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(5) 平成11年4月以後施行日前の戸沢村条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち期末手当基礎額算定に係る加算割合が100分の10であったもの</p> <p>(6) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた戸沢村技能労務職員の給与に関する規則（昭和45年戸沢村規則第2号。以下「施行日前の戸沢村給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が34号給以上であったもの</p> <p>(7) 前各号に掲げる者に準ずるものとして戸沢村長の定めるもの</p>

	第8号区分	<p>(1) 施行日前の戸沢村給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の戸沢村給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち管理職手当の支給を受けていたもの</p> <p>(3) 施行日前の戸沢村給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち経験年数が15年以上であったもの又は3級若しくは4級であったもの</p> <p>(4) 施行日前の戸沢村給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうちその在級期間が360月を超えるもの又は3級であったもの</p> <p>(5) 平成11年4月以後施行日前の戸沢村条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第7号区分の項第5号に掲げる者を除く。)のうち期末手当基礎額算定に係る加算割合が100分の5であったもの</p> <p>(6) 施行日前の戸沢村給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が22号給から33号給までであったもの</p> <p>(7) 前各号に掲げる者に準ずるものとして戸沢村長の定めるもの</p>
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
大蔵村	第5号区分	<p>(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた大蔵村一般職の職員の給与に関する条例(昭和45年大蔵村条例第14号。以下「施行日前の大蔵村給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の大蔵村給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして大蔵村長の定めるもの</p>
	第6号区分	<p>(1) 施行日前の大蔵村給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の大蔵村給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち管理職手当の支給を受けていたもの</p> <p>(3) 施行日前の大蔵村給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち管理職手当の支給を受けていたもの</p> <p>(4) 施行日前の大蔵村給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして大蔵村長の定めるもの</p>

	第7号区分	<p>(1) 施行日前の大蔵村給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の大蔵村給与条例の医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第6号区分の項第2号に掲げる者を除く。）</p> <p>(3) 施行日前の大蔵村給与条例の医療職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第6号区分の項第3号に掲げる者を除く。）</p> <p>(4) 施行日前の大蔵村給与条例の医療職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第6号区分の項第3号に掲げる者を除く。）</p> <p>(5) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた大蔵村技能労務職員の給与に関する規則（昭和46年大蔵村規則第5号。以下「施行日前の大蔵村給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が41号給以上であったもの</p> <p>(6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして大蔵村長の定めるもの</p>
	第8号区分	<p>(1) 施行日前の大蔵村給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の大蔵村給与条例の医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち管理職手当の支給を受けていたもの</p> <p>(3) 施行日前の大蔵村給与条例の医療職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうちその在級期間が120月を超えるもの又は3級若しくは4級であったもの</p> <p>(4) 施行日前の大蔵村給与条例の医療職給料表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうちその在級期間が360月を超えるもの又は3級であったもの</p> <p>(5) 施行日前の大蔵村給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が25号給から40号給までであったもの</p> <p>(6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして大蔵村長の定めるもの</p>
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
高島町	第4号区分	<p>(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた高島町一般職の職員の給与に関する条例（昭和45年高島町条例第13号。以下「施行日前の高島町給与条例」という。）の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして高島町長の定めるもの</p>
	第5号区分	<p>(1) 施行日前の高島町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の高島町給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(3) 施行日前の高島町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして高島町長の定めるもの</p>

	第6号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日前の高島町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</li> <li>(2) 施行日前の高島町給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち高島町長が定めるもの又は6級であったもの</li> <li>(3) 施行日前の高島町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち高島町長が定めるもの</li> <li>(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして高島町長の定めるもの</li> </ul>
	第7号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日前の高島町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</li> <li>(2) 施行日前の高島町給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</li> <li>(3) 施行日前の高島町給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第6号区分の項第2号に掲げる者を除く。)</li> <li>(4) 施行日前の高島町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの(第6号区分の項第3号に掲げる者を除く。)</li> <li>(5) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた高島町技能労務職の職員の給与に関する規則(昭和45年高島町規則第9号。以下「施行日前の高島町給与規則」という。)の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が38号給以上であったもの</li> <li>(6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして高島町長の定めるもの</li> </ul>
	第8号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日前の高島町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</li> <li>(2) 施行日前の高島町給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの</li> <li>(3) 施行日前の高島町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち高島町長が定めるもの</li> <li>(4) 施行日前の高島町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が28号給から37号給までであったもの</li> <li>(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして高島町長の定めるもの</li> </ul>
	第9号区分	第4号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
川西町	第5号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた川西町一般職の職員の給与に関する条例(昭和45年川西町条例第7号。以下「施行日前の川西町給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</li> <li>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして川西町長の定めるもの</li> </ul>
	第6号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日前の川西町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</li> <li>(2) 施行日前の川西町給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</li> <li>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして川西町長の定めるもの</li> </ul>

	第7号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日前の川西町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</li> <li>(2) 施行日前の川西町給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</li> <li>(3) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた川西町技能労務職員の給与に関する規則（昭和45年川西町規則第6号。以下「施行日前の川西町給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が39号給以上であったもの</li> <li>(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして川西町長の定めるもの</li> </ul>
	第8号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日前の川西町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</li> <li>(2) 施行日前の川西町給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの</li> <li>(3) 施行日前の川西町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が25号給から38号給までであったもの</li> <li>(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして川西町長の定めるもの</li> </ul>
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
小国町	第5号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた小国町一般職の職員の給与に関する条例（平成元年小国町条例第8号。以下「施行日前の小国町給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</li> <li>(2) 施行日前の小国町給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(3) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた小国町企業職員の給与の支給に関する規程（平成3年小国町企管規程第1号。以下「施行日前の小国町企業職員給与規程」という。）の企業職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</li> <li>(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして小国町長の定めるもの</li> </ul>
	第6号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日前の小国町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</li> <li>(2) 施行日前の小国町給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</li> <li>(3) 施行日前の小国町給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</li> <li>(4) 施行日前の小国町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</li> <li>(5) 施行日前の小国町企業職員給与規程の企業職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</li> <li>(6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして小国町長の定めるもの</li> </ul>

	第7号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日前の小国町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</li> <li>(2) 施行日前の小国町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</li> <li>(3) 施行日前の小国町企業職員給与規程の企業職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</li> <li>(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして小国町長の定めるもの</li> </ul>
	第8号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日前の小国町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</li> <li>(2) 施行日前の小国町給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの</li> <li>(3) 施行日前の小国町給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの</li> <li>(4) 施行日前の小国町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(5) 施行日前の小国町給与条例の福祉職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(6) 施行日前の小国町企業職員給与規程の企業職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</li> <li>(7) 施行日前の小国町企業職員給与規程の企業職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち小国町長の定めるもの</li> <li>(8) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた小国町技能労務職員に関する規則（平成元年小国町規則第6号）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち小国町長の定めるもの</li> <li>(9) 前各号に掲げる者に準ずるものとして小国町長の定めるもの</li> </ul>
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
白鷹町	第4号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた白鷹町一般職の職員の給与に関する条例（昭和46年白鷹町条例第12号。以下「施行日前の白鷹町給与条例」という。）の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</li> <li>(2) 平成16年7月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた白鷹町病院事業等職員の給与の支給に関する規程（平成16年白鷹町病院事業等管理規程第1号。以下「平成16年7月以後施行日前の白鷹町病院事業等管理規程」という。）の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</li> <li>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして白鷹町長の定めるもの</li> </ul>

第5号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日前の白鷹町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</li> <li>(2) 施行日前の白鷹町給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(3) 施行日前の白鷹町給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(4) 平成16年7月以後施行日前の白鷹町病院事業等管理規程の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(5) 平成8年4月1日から平成13年3月31日までの間において適用されていた白鷹町水道企業職員の給与の支給に関する規則（昭和42年白鷹町規則第13号。以下「平成8年4月以後平成13年3月以前の白鷹町水道企業給与規則」という。）の水道企業職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</li> <li>(6) 平成13年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた白鷹町水道事業職員の給与の支給に関する規程（平成13年白鷹町管理規程第1号。以下「平成13年4月以後施行日前の白鷹町水道事業給与規程」という。）の水道事業企業職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</li> <li>(7) 前各号に掲げる者に準ずるものとして白鷹町長の定めるもの</li> </ul>
第6号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日前の白鷹町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</li> <li>(2) 施行日前の白鷹町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</li> <li>(3) 平成16年7月以後施行日前の白鷹町病院事業等管理規程の事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</li> <li>(4) 平成16年7月以後施行日前の白鷹町病院事業等管理規程の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</li> <li>(5) 平成8年4月以後平成13年3月以前の白鷹町水道企業給与規則の水道企業職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</li> <li>(6) 平成13年4月以後施行日前の白鷹町水道事業給与規程の水道事業企業職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</li> <li>(7) 前各号に掲げる者に準ずるものとして白鷹町長の定めるもの</li> </ul>

	第7号区分	<p>(1) 施行日前の白鷹町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の白鷹町給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</p> <p>(3) 施行日前の白鷹町給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(4) 施行日前の白鷹町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(5) 平成16年7月以後施行日前の白鷹町病院事業等管理規程の事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(6) 平成16年7月以後施行日前の白鷹町病院事業等管理規程の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</p> <p>(7) 平成16年7月以後施行日前の白鷹町病院事業等管理規程の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(8) 平成16年7月以後施行日前の白鷹町病院事業等管理規程の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(9) 平成16年7月以後施行日前の白鷹町病院事業等管理規程の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が43号給以上であったもの</p> <p>(10) 平成8年4月以後平成13年3月以前の白鷹町水道企業給与規則の水道企業職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(11) 平成8年4月以後平成13年3月以前の白鷹町水道企業給与規則の水道企業職給料表（2）の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が43号給以上であったもの</p> <p>(12) 平成13年4月以後施行日前の白鷹町水道事業給与規程の水道事業企業職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(13) 平成13年4月以後施行日前の白鷹町水道事業給与規程の水道事業企業職給料表（2）の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が43号給以上であったもの</p> <p>(14) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた白鷹町技能労務職員に関する規則（昭和46年白鷹町規則第6号。以下「施行日前の白鷹町給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が43号給以上であったもの</p> <p>(15) 前各号に掲げる者に準ずるものとして白鷹町長の定めるもの</p>
--	-------	--

	第8号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日前の白鷹町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</li> <li>(2) 施行日前の白鷹町給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの</li> <li>(3) 施行日前の白鷹町給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの</li> <li>(4) 平成16年7月以後施行日前の白鷹町病院事業等管理規程の事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</li> <li>(5) 平成16年7月以後施行日前の白鷹町病院事業等管理規程の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの</li> <li>(6) 平成16年7月以後施行日前の白鷹町病院事業等管理規程の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(7) 平成16年7月以後施行日前の白鷹町病院事業等管理規程の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が25号給から42号給までであったもの</li> <li>(8) 平成8年4月以後平成13年3月以前の白鷹町水道企業給与規則の水道企業職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</li> <li>(9) 平成8年4月以後平成13年3月以前の白鷹町水道企業給与規則の水道企業職給料表（2）の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が25号給から42号給までであったもの</li> <li>(10) 平成13年4月以後施行日前の白鷹町水道事業給与規程の水道事業企業職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</li> <li>(11) 平成13年4月以後施行日前の白鷹町水道事業給与規程の水道事業企業職給料表（2）の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が25号給から42号給までであったもの</li> <li>(12) 施行日前の白鷹町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が25号給から42号給までであったもの</li> <li>(13) 前各号に掲げる者に準ずるものとして白鷹町長の定めるもの</li> </ul>
	第9号区分	第4号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
飯豊町	第5号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた飯豊町一般職の職員の給与に関する条例（昭和45年飯豊町条例第6号。以下「施行日前の飯豊町給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</li> <li>(2) 施行日前の飯豊町給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</li> <li>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして飯豊町長の定めるもの</li> </ul>
	第6号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日前の飯豊町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</li> <li>(2) 施行日前の飯豊町給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして飯豊町長の定めるもの</li> </ul>

	第7号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日前の飯豊町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</li> <li>(2) 施行日前の飯豊町給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</li> <li>(3) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた飯豊町技能労務職員に関する規則（昭和45年飯豊町規則第2号。以下「施行日前の飯豊町給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が43号給以上であったもの</li> <li>(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして飯豊町長の定めるもの</li> </ul>
	第8号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日前の飯豊町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</li> <li>(2) 施行日前の飯豊町給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの</li> <li>(3) 施行日前の飯豊町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が26号給から42号給までであったもの</li> <li>(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして飯豊町長の定めるもの</li> </ul>
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
三川町	第5号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた三川町一般職の職員の給与に関する条例（昭和45年三川町条例第5号。以下「施行日前の三川町給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</li> <li>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして三川町長の定めるもの</li> </ul>
	第6号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日前の三川町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</li> <li>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして三川町長の定めるもの</li> </ul>
	第7号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日前の三川町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</li> <li>(2) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた三川町技能労務職員に関する規則（昭和45年三川町規則第11号。以下「施行日前の三川町給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が39号給以上であったもの</li> <li>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして三川町長の定めるもの</li> </ul>
	第8号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日前の三川町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</li> <li>(2) 施行日前の三川町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が22号給から38号給までであったもの</li> <li>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして三川町長の定めるもの</li> </ul>
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
遊佐町	第5号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた遊佐町一般職の職員の給与に関する条例（昭和46年遊佐町条例第7号。以下「施行日前の遊佐町給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</li> <li>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして遊佐町長の定めるもの</li> </ul>

	第6号区分	(1) 施行日前の遊佐町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして遊佐町長の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日前の遊佐町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた遊佐町技能労務職員の給与に関する規則（昭和46年遊佐町規則第7号。以下「施行日前の遊佐町給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が39号給以上であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして遊佐町長の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日前の遊佐町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (2) 施行日前の遊佐町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が23号給から38号給までであったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして遊佐町長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
庄内町	第5号区分	(1) 平成17年7月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた庄内町一般職の職員の給与に関する条例（平成17年庄内町条例第50号。以下「施行日前の庄内町給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして庄内町長の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日前の庄内町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして庄内町長の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日前の庄内町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 平成17年7月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた庄内町技能労務職員の給与等に関する規則（平成17年庄内町規則第39号。以下「施行日前の庄内町給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が41号給以上であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして庄内町長の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日前の庄内町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (2) 施行日前の庄内町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が23号給から40号給までであったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして庄内町長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

山形県消防補償等組合	第5号区分	(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた山形県消防補償等組合一般職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和61年山形県消防補償等組合条例第2号）第2条の規定により準用することとされた山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年山形県条例第30号）の行政職給料表（以下「施行日前の山形県消防補償等組合条例により準用することとされた山形県給与条例の行政職給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして山形県消防補償等組合組合長の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日前の山形県消防補償等組合条例により準用することとされた山形県給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして山形県消防補償等組合組合長の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日前の山形県消防補償等組合条例により準用することとされた山形県給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして山形県消防補償等組合組合長の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日前の山形県消防補償等組合条例により準用することとされた山形県給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして山形県消防補償等組合組合長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
山形県自治会館管理組合	第5号区分	(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた山形県自治会館管理組合の一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年山形県自治会館管理組合条例第1号）の規定に基づき準用することとされた山形県職員等の給与に関する条例の行政職給料表（以下「施行日前の山形県自治会館管理組合条例により準用することとされた山形県給与条例の行政職給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして山形県自治会館管理組合管理者の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日前の山形県自治会館管理組合条例により準用することとされた山形県給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして山形県自治会館管理組合管理者の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日前の山形県自治会館管理組合条例により準用することとされた山形県給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして山形県自治会館管理組合管理者の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日前の山形県自治会館管理組合条例により準用することとされた山形県給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして山形県自治会館管理組合管理者の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

東根市外二市一町共立衛生処理組合	第5号区分	(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた東根市外二市一町共立衛生処理組合一般職の職員の給与に関する条例（昭和45年東根市外二市一町共立衛生処理組合条例第5号）第2条の規定により例によることとされた東根市一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年東根市条例第17号）の適用を受ける職員に適用された同条例の行政職給料表（以下「施行日前の例によることとされた東根市給与条例の行政職給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして東根市外二市一町共立衛生処理組合管理者の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日前の例によることとされた東根市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして東根市外二市一町共立衛生処理組合管理者の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日前の例によることとされた東根市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして東根市外二市一町共立衛生処理組合管理者の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日前の例によることとされた東根市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして東根市外二市一町共立衛生処理組合管理者の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
北村山公立病院組合	第4号区分	(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた北村山公立病院一般職の職員の給与に関する条例（昭和37年北村山公立病院組合条例第10号。以下「施行日前の北村山公立病院組合給与条例」という。）の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして北村山公立病院組合管理者の定めるもの
	第5号区分	(1) 施行日前の北村山公立病院組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 施行日前の北村山公立病院組合給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (3) 施行日前の北村山公立病院組合給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (4) 施行日前の北村山公立病院組合給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして北村山公立病院組合管理者の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日前の北村山公立病院組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 施行日前の北村山公立病院組合給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして北村山公立病院組合管理者の定めるもの

	第7号区分	<p>(1) 施行日前の北村山公立病院組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の北村山公立病院組合給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</p> <p>(3) 施行日前の北村山公立病院組合給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(4) 施行日前の北村山公立病院組合給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(5) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた北村山公立病院技能労務職員の給与等に関する規則（昭和37年北村山公立病院組合規則第3号。以下「施行日前の北村山公立病院組合給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が34号給以上であったもの</p> <p>(6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして北村山公立病院組合管理者の定めるもの</p>
	第8号区分	<p>(1) 施行日前の北村山公立病院組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の北村山公立病院組合給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの</p> <p>(3) 施行日前の北村山公立病院組合給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(4) 施行日前の北村山公立病院組合給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が24号給から33号給までであったもの</p> <p>(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして北村山公立病院組合管理者の定めるもの</p>
	第9号区分	第4号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
最上川中部水道企業団	第5号区分	<p>(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた最上川中部水道企業団職員の給与に関する規程（昭和45年最上川中部水道企業団管理規程第1号。以下「施行日前の最上川中部水道企業団給与規程」という。）の企業職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして最上川中部水道企業団企業長の定めるもの</p>
	第6号区分	<p>(1) 施行日前の最上川中部水道企業団給与規程の企業職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして最上川中部水道企業団企業長の定めるもの</p>
	第7号区分	<p>(1) 施行日前の最上川中部水道企業団給与規程の企業職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の最上川中部水道企業団給与規程の企業職給料表（二）の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が34号給以上であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして最上川中部水道企業団企業長の定めるもの</p>
	第8号区分	<p>(1) 施行日前の最上川中部水道企業団給与規程の企業職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の最上川中部水道企業団給与規程の企業職給料表（二）の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が21号給から33号給までであったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして最上川中部水道企業団企業長の定めるもの</p>
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

最上広域市町村圏事務組合	第5号区分	<p>(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた最上広域市町村圏事務組合一般職の職員の給与に関する条例（昭和49年最上広域市町村圏事務組合条例第5号。以下「施行日前の最上広域市町村圏事務組合給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(2) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた最上広域市町村圏事務組合教育委員会教育職員の給与、勤務時間その他の条件に関する条例（昭和63年最上広域市町村圏事務組合条例第9号）第2条の規定により例によることとされた山形県職員等の給与に関する条例の適用を受ける市町村立小中学校の校長又は教員に適用された同条例の教育職給料表（2）（以下「施行日前の最上広域市町村圏事務組合条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表（2）」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして最上広域市町村圏事務組合理事長の定めるもの</p>
	第6号区分	<p>(1) 施行日前の最上広域市町村圏事務組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の最上広域市町村圏事務組合条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして最上広域市町村圏事務組合理事長の定めるもの</p>
	第7号区分	<p>(1) 施行日前の最上広域市町村圏事務組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の最上広域市町村圏事務組合条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち期末手当基礎額算定に係る加算割合が100分の10であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして最上広域市町村圏事務組合理事長の定めるもの</p>
	第8号区分	<p>(1) 施行日前の最上広域市町村圏事務組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の最上広域市町村圏事務組合条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第7号区分の項第2号に掲げる者を除く。）のうち期末手当基礎額算定に係る加算割合が100分の5であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして最上広域市町村圏事務組合理事長の定めるもの</p>
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

置賜広域行政事務組合	第5号区分	(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた置賜広域行政事務組合一般職の職員の給与に関する条例（昭和55年置賜広域行政事務組合条例第3号。以下「施行日前の置賜広域行政事務組合給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして置賜広域行政事務組合理事長の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日前の置賜広域行政事務組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして置賜広域行政事務組合理事長の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日前の置賜広域行政事務組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 平成8年4月1日から平成10年3月31日までの間において適用されていた置賜広域行政事務組合技能労務職員の給与に関する規則（昭和47年置賜広域行政事務組合給与規則第8号。以下「平成8年4月以後平成10年3月以前の置賜広域行政事務組合給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が34号給以上であったもの (3) 平成10年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた置賜広域行政事務組合技能労務職員の給与に関する規則（以下「平成10年4月以後施行日前の置賜広域行政事務組合給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が35号給以上であったもの (4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして置賜広域行政事務組合理事長の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日前の置賜広域行政事務組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (2) 平成8年4月以後平成10年3月以前の置賜広域行政事務組合給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が24号給から33号給までであったもの (3) 平成10年4月以後施行日前の置賜広域行政事務組合給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が24号給から34号給までであったもの (4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして置賜広域行政事務組合理事長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
西村山広域行政事務組合	第5号区分	(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた西村山広域行政事務組合一般職の職員の給与に関する条例（昭和47年西村山広域行政事務組合条例第11号。以下「施行日前の西村山広域行政事務組合給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして西村山広域行政事務組合理事長の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日前の西村山広域行政事務組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 施行日前の西村山広域行政事務組合給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして西村山広域行政事務組合理事長の定めるもの

	第7号区分	(1) 施行日前の西村山広域行政事務組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 施行日前の西村山広域行政事務組合給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして西村山広域行政事務組合理事長の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日前の西村山広域行政事務組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (2) 施行日前の西村山広域行政事務組合給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして西村山広域行政事務組合理事長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
北村山広域行政事務組合	第5号区分	(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた北村山広域行政事務組合一般職の職員の給与に関する条例（昭和48年北村山広域行政事務組合条例第14号）第4条の規定により例によることとされた村山市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年村山市条例第22号）の適用を受ける職員に適用された同条例の行政職給料表（以下「施行日前の例によることとされた村山市給与条例の行政職給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして北村山広域行政事務組合管理者の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日前の例によることとされた村山市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして北村山広域行政事務組合管理者の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日前の例によることとされた村山市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして北村山広域行政事務組合管理者の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日前の例によることとされた村山市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして北村山広域行政事務組合管理者の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
西置賜行政組合	第5号区分	(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた西置賜行政組合一般職の職員の給与に関する条例（昭和62年西置賜行政組合条例第18号。以下「施行日前の西置賜行政組合給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 施行日前の西置賜行政組合給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして西置賜行政組合管理者の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日前の西置賜行政組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 施行日前の西置賜行政組合給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして西置賜行政組合管理者の定めるもの

	第7号区分	<p>(1) 施行日前の西置賜行政組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた西置賜行政組合技能労務職員の給与の支給に関する規則（昭和62年西置賜行政組合規則第14号。以下「施行日前の西置賜行政組合給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が36号給以上であったもの</p> <p>(3) 前3号に掲げる者に準ずるものとして西置賜行政組合管理者の定めるもの</p>
	第8号区分	<p>(1) 施行日前の西置賜行政組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</p> <p>(2) 施行日前の西置賜行政組合給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(3) 施行日前の西置賜行政組合給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が24号給から35号給までであったもの</p> <p>(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして西置賜行政組合管理者の定めるもの</p>
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
酒田地区広域行政組合	第5号区分	<p>(1) 平成8年4月1日から平成17年10月31日までの間において適用されていた酒田地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例（昭和48年酒田地区消防組合条例第17号）第2条の規定により準用された酒田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和53年酒田市条例第34号）の行政職給料表（以下「平成8年4月以後平成17年10月以前の準用することとされた旧酒田市給与条例の行政職給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(2) 平成17年11月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた酒田地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例第2条の規定により準用された酒田市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年酒田市条例第49号。以下「酒田市給与条例」という。）の行政職給料表（以下「平成17年11月以後施行日前の準用することとされた酒田市給与条例の行政職給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして酒田地区広域行政組合管理者の定めるもの</p>
	第6号区分	<p>(1) 平成8年4月以後平成17年10月以前の準用することとされた旧酒田市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(2) 平成17年11月以後施行日前の準用することとされた酒田市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして酒田地区広域行政組合管理者の定めるもの</p>
	第7号区分	<p>(1) 平成8年4月以後平成17年10月以前の準用することとされた旧酒田市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 平成17年11月以後施行日前の準用することとされた酒田市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして酒田地区広域行政組合管理者の定めるもの</p>

	第8号区分	(1) 平成8年4月以後平成17年10月以前の準用することとされた旧酒田市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (2) 平成17年11月以後施行日前の準用することとされた酒田市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして酒田地区広域行政組合管理者の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
尾花沢市大石田町環境衛生事業組合	第5号区分	(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた尾花沢市の条例を準用する条例（昭和56年尾花沢市大石田町環境衛生事業組合条例第3号）に基づき準用する尾花沢市一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年尾花沢市条例第12号）の行政職給料表（以下「施行日前の準用することとされた尾花沢市給与条例の行政職給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして尾花沢市大石田町環境衛生事業組合管理者の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日前の準用することとされた尾花沢市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして尾花沢市大石田町環境衛生事業組合管理者の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日前の準用することとされた尾花沢市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた尾花沢市の規則を準用する規則（昭和56年尾花沢市大石田町環境衛生事業組合規則第2号）に基づき準用する尾花沢市技能労務職員の給与等の支給に関する規則（昭和36年尾花沢市規則第8号）の技能労務職給料表（以下「施行日前の準用することとされた尾花沢市給与規則の技能労務職給料表」という。）の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が40号給以上であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして尾花沢市大石田町環境衛生事業組合管理者の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日前の準用することとされた尾花沢市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの (2) 施行日前の準用することとされた尾花沢市給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が22号給から39号給までであったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして尾花沢市大石田町環境衛生事業組合管理者の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

置賜広域病院企業団	第2号区分	<p>(1) 平成12年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた置賜広域病院組合一般職の職員の給与に関する条例（平成12年置賜広域病院組合条例第5号。以下「施行日前の置賜広域病院組合給与条例」という。）の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち置賜広域病院組合管理者の定めるもの</p> <p>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして置賜広域病院組合管理者の定めるもの</p>
	第3号区分	<p>(1) 施行日前の置賜広域病院組合給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第2号区分の項第1号に掲げる者を除く。）のうち置賜広域病院組合管理者の定めるもの</p> <p>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして置賜広域病院組合管理者の定めるもの</p>
	第4号区分	<p>(1) 施行日前の置賜広域病院組合給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第2号区分の項第1号及び第3号区分の項第1号掲げる者を除く。）</p> <p>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして置賜広域病院組合管理者の定めるもの</p>
	第5号区分	<p>(1) 施行日前の置賜広域病院組合給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち置賜広域病院組合管理者の定めるもの</p> <p>(2) 施行日前の置賜広域病院組合給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(3) 施行日前の置賜広域病院組合給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして置賜広域病院組合管理者の定めるもの</p>
	第6号区分	<p>(1) 施行日前の置賜広域病院組合給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの（第5号区分の項第1号に掲げる者を除く。）</p> <p>(2) 施行日前の置賜広域病院組合給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち置賜広域病院組合管理者の定めるもの</p> <p>(3) 施行日前の置賜広域病院組合給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして置賜広域病院組合管理者の定めるもの</p>
	第7号区分	<p>(1) 施行日前の置賜広域病院組合給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち置賜広域病院組合管理者の定めるもの</p> <p>(2) 施行日前の置賜広域病院組合給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第6号区分の項第2号に掲げる者を除く。）</p> <p>(3) 施行日前の置賜広域病院組合給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして置賜広域病院組合管理者の定めるもの</p>

	第8号区分	<p>(1) 施行日前の置賜広域病院組合給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第7号区分の項第1号に掲げる者を除く。）</p> <p>(2) 施行日前の置賜広域病院組合給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの</p> <p>(3) 施行日前の置賜広域病院組合給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして置賜広域病院組合管理者の定めるもの</p>
	第9号区分	第2号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

ロ 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

(令和2年4月27日現在)

鶴岡市	第1号区分	<p>(1) 平成18年4月1日以後適用されている鶴岡市一般職の職員の給与に関する条例（以下「施行日以後の鶴岡市給与条例」という。）の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち鶴岡市長の定めるもの</p> <p>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして鶴岡市長の定めるもの</p>
	第2号区分	<p>(1) 施行日以後の鶴岡市給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第1号区分の項第1号に掲げる者を除く。）のうち鶴岡市長の定めるもの</p> <p>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして鶴岡市長の定めるもの</p>
	第3号区分	<p>(1) 平成18年4月1日から平成30年3月31日までの間において適用されていた鶴岡市一般職の職員の給与に関する条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第1号区分の項第1号及び第2号区分の項第1号に掲げる者を除く。）</p> <p>(2) 平成30年4月1日以後適用されている鶴岡市一般職の職員の給与に関する条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち鶴岡市長の定めるもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして鶴岡市長の定めるもの</p>
	第4号区分	<p>(1) 施行日以後の鶴岡市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(2) 施行日以後の鶴岡市給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの（第3号区分の項第2号に掲げる者を除く。）のうち鶴岡市長の定めるもの</p> <p>(3) 施行日以後の鶴岡市給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして鶴岡市長の定めるもの</p>
	第5号区分	<p>(1) 施行日以後の鶴岡市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 施行日以後の鶴岡市給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの（第3号区分の項第2号及び第4号区分の項第2号に掲げる者を除く。）</p> <p>(3) 施行日以後の鶴岡市給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(4) 施行日以後の鶴岡市給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして鶴岡市長の定めるもの</p>
	第6号区分	<p>(1) 施行日以後の鶴岡市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(2) 施行日以後の鶴岡市給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち鶴岡市長の定めるもの</p> <p>(3) 施行日以後の鶴岡市給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(4) 施行日以後の鶴岡市給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でそ</p>

		<p>の属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(5) 平成18年4月1日以後適用されている鶴岡市技能職員に関する規則(以下「施行日以後の鶴岡市給与規則」という。)の技能職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして鶴岡市長の定めるもの</p>
	第7号区分	<p>(1) 施行日以後の鶴岡市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(2) 施行日以後の鶴岡市給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第6号区分の項第2号に掲げる者を除く。)</p> <p>(3) 施行日以後の鶴岡市給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(4) 施行日以後の鶴岡市給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(5) 施行日以後の鶴岡市給与規則の技能職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして鶴岡市長の定めるもの</p>
	第8号区分	<p>(1) 施行日以後の鶴岡市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(2) 施行日以後の鶴岡市給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち鶴岡市長の定めるもの</p> <p>(3) 施行日以後の鶴岡市給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級、3級又は4級であったもの</p> <p>(4) 施行日以後の鶴岡市給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級又は3級であったもの</p> <p>(5) 施行日以後の鶴岡市給与規則の技能職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして鶴岡市長の定めるもの</p>
	第9号区分	第1号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
新庄市	第5号区分	<p>(1) 平成18年4月1日以後適用されている新庄市一般職の給与に関する条例(以下「施行日以後の新庄市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 平成18年4月1日以後適用されている新庄市教育委員会教育職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例第2条の規定により例によることとされた山形県職員等の給与に関する条例の適用を受ける市町村立小中学校の校長又は教員に適用された同条例の教育職給料表(2)(以下「施行日以後の新庄市条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表(2)」という。)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして新庄市長の定めるもの</p>
	第6号区分	<p>(1) 施行日以後の新庄市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(2) 施行日以後の新庄市条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして新庄市長の定めるもの</p>

	第7号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の新庄市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</li> <li>(2) 施行日以後の新庄市条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち在職年数が18年以上であったもの</li> <li>(3) 平成18年4月1日以後適用されている新庄市技能労務職員の給与の支給に関する規則(以下「施行日以後の新庄市給与規則」という。)の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が126号給以上であったもの</li> <li>(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして新庄市長の定めるもの</li> </ul>
	第8号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の新庄市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(2) 施行日以後の新庄市条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第7号区分の項第2号に掲げる者を除く。)のうち在職年数が9年以上のもの</li> <li>(3) 施行日以後の新庄市給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が85号給から125号給までであったもの</li> <li>(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして新庄市長の定めるもの</li> </ul>
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
寒河江市	第4号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成18年4月1日以後適用されている寒河江市一般職の職員の給与に関する条例(以下「施行日以後の寒河江市給与条例」という。)の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</li> <li>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして寒河江市長の定めるもの</li> </ul>
	第5号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の寒河江市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</li> <li>(2) 施行日以後の寒河江市給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(3) 施行日以後の寒河江市給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</li> <li>(4) 施行日以後の寒河江市給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</li> <li>(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして寒河江市長の定めるもの</li> </ul>
	第6号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の寒河江市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</li> <li>(2) 施行日以後の寒河江市給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</li> <li>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして寒河江市長の定めるもの</li> </ul>
	第7号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の寒河江市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</li> <li>(2) 施行日以後の寒河江市給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</li> <li>(3) 施行日以後の寒河江市給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</li> <li>(4) 施行日以後の寒河江市給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</li> </ul>

		(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして寒河江市長の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日以後の寒河江市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 施行日以後の寒河江市給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの (3) 施行日以後の寒河江市給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (4) 平成18年4月1日以後適用されている寒河江市技能労務職員の給与の支給に関する規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が77号給以上であったもの (5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして寒河江市長の定めるもの
	第9号区分	第4号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
上山市	第5号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている上山市一般職の職員の給与に関する条例(以下「施行日以後の上山市給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 平成18年4月1日以後適用されている上山市水道企業職員の給与の支給に関する規程(以下「施行日以後の上山市水道企業職員給与規則」という。)の企業職給料表Iの適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして上山市長の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日以後の上山市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 施行日以後の上山市水道企業職員給与規則の企業職給料表Iの適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして上山市長の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日以後の上山市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 平成18年4月1日以後適用されている上山市技能労務職員の範囲並びに給与等の支給に関する規則(以下「施行日以後の上山市給与規則」という。)の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が117号給以上であったもの (3) 施行日以後の上山市水道企業職員給与規則の企業職給料表Iの適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (4) 施行日以後の上山市水道企業職員給与規則の企業職給料表IIの適用を受けていた者でその受けていた給料月額が117号給以上であったもの (5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして上山市長の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日以後の上山市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 施行日以後の上山市給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が85号給から116号給までであったもの (3) 施行日以後の上山市水道企業職員給与規則の企業職給料表Iの適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (4) 施行日以後の上山市水道企業職員給与規則の企業職給料表IIの適用を受けていた者でその受けていた給料月額が85号給から116号給までであったもの (5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして上山市長の定めるもの

	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
村山市	第5号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている村山市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年村山市条例第23号。以下「施行日以後の村山市給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 平成18年4月1日以後適用されている村山市水道企業職員の給与の支給に関する規程（以下「施行日以後の村山市水道企業管理規程」という。）の企業職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして村山市長の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日以後の村山市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 施行日以後の村山市水道企業管理規程の企業職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして村山市長の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日以後の村山市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 施行日以後の村山市水道企業管理規程の企業職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして村山市長の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日以後の村山市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 施行日以後の村山市水道企業管理規程の企業職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして村山市長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
長井市	第5号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている長井市一般職の職員の給与に関する条例（以下「施行日以後の長井市給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 平成18年4月1日以後適用されている長井市一般職の職員の給与に関する条例（以下「施行日以後の長井市給与条例」という。）の医療職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級又は7級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして長井市長の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日以後の長井市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 施行日以後の長井市給与条例の医療職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして長井市長の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日以後の長井市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったものうち受けていた給料月額が77号給以上であったもの若しくは4級であったもの又は平成17年3月31日において平成8年4月以後平成17年3月以前の長井市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 施行日以後の長井市給与条例の医療職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの

		<p>(3) 平成18年4月1日以後適用されている長井市技能労務職員の給与の支給に関する規則（以下「施行日以後の長井市給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち受けていた給料月額が81号給以上であったもの</p> <p>(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして長井市長の定めるもの</p>
	第8号区分	<p>(1) 施行日以後の長井市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち受けていた給料月額が41号給以上であったもの若しくは3級であったもの（第7号区分の項第1号に掲げる者を除く。）又は平成17年3月31日において平成8年4月以後平成17年3月以前の長井市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級若しくは5級であったもの</p> <p>(2) 施行日以後の長井市給与条例の医療職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(3) 施行日以後の長井市給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち受けていた給料月額が97号給以上であったもの又は2級であったもの（第7号区分の項第3号に掲げる者を除く。）</p> <p>(4) 前3各号に掲げる者に準ずるものとして長井市長の定めるもの</p>
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
東根市	第4号区分	<p>(1) 平成18年4月1日以後適用されている東根市一般職の職員の給与に関する条例（以下「施行日以後の東根市給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(2) 平成18年4月1日以後適用されている東根市水道企業職員の給与に関する規程（以下「施行日以後の東根市水道企業職員給与規程」という。）の企業職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして東根市長の定めるもの</p>
	第5号区分	<p>(1) 施行日以後の東根市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 施行日以後の東根市水道企業職員給与規程の企業職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして東根市長の定めるもの</p>
	第6号区分	<p>(1) 施行日以後の東根市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(2) 施行日以後の東根市水道企業職員給与規程の企業職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして東根市長の定めるもの</p>
	第7号区分	<p>(1) 施行日以後の東根市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(2) 平成18年4月1日以後適用されている東根市技能労務職員の給与等に関する規則（以下「施行日以後の東根市技労規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(3) 施行日以後の東根市水道企業職員給与規程の企業職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(4) 施行日以後の東根市水道企業職員給与規程の企業職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p>

		(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして東根市長の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日以後の東根市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 施行日以後の東根市技労規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの (3) 施行日以後の東根市水道企業職員給与規程の企業職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (4) 施行日以後の東根市水道企業職員給与規程の企業職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの (5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして東根市長の定めるもの
	第9号区分	第4号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
尾花沢市	第3号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている尾花沢市一般職の職員の給与に関する条例(以下「施行日以後の尾花沢市給与条例」という。)の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち尾花沢市長の定めるもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして尾花沢市長の定めるもの
	第4号区分	(1) 施行日以後の尾花沢市給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第3号区分の項第1号に掲げる者を除く。) (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして尾花沢市長の定めるもの
	第5号区分	(1) 施行日以後の尾花沢市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 施行日以後の尾花沢市給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして尾花沢市長の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日以後の尾花沢市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 施行日以後の尾花沢市給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち尾花沢市長の定めるもの (3) 施行日以後の尾花沢市給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち尾花沢市長の定めるもの (4) 施行日以後の尾花沢市給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして尾花沢市長の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日以後の尾花沢市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 施行日以後の尾花沢市給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第6号区分の項第2号に掲げる者を除く。) (3) 施行日以後の尾花沢市給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第6号区分の項第3号に掲げる者を除く。) (4) 施行日以後の尾花沢市給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの

		<p>(5) 平成18年4月1日から平成27年3月31日までの間において適用されていた尾花沢市技能労務職員の給与等の支給に関する規則（以下「平成18年4月以後平成27年3月以前の尾花沢市給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が129号給以上であったもの</p> <p>(6) 平成27年4月1日以後適用されている尾花沢市技能労務職員の給与等の支給に関する規則（以下「平成27年4月以後の尾花沢市給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(7) 前各号に掲げる者に準ずるものとして尾花沢市長の定めるもの</p>
	第8号区分	<p>(1) 施行日以後の尾花沢市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(2) 施行日以後の尾花沢市給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち尾花沢市長の定めるもの</p> <p>(3) 施行日以後の尾花沢市給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち尾花沢市長が定めるもの又は3級若しくは4級であったもの</p> <p>(4) 施行日以後の尾花沢市給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち尾花沢市長が定めるもの又は3級であったもの</p> <p>(5) 平成18年4月以後平成27年3月以前の尾花沢市給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が69号給から128号給までであったもの</p> <p>(6) 平成27年4月以後の尾花沢市給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(7) 前各号に掲げる者に準ずるものとして尾花沢市長の定めるもの</p>
	第9号区分	第3号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
南陽市	第5号区分	<p>(1) 平成18年4月1日以後適用されている南陽市一般職の職員の給与に関する条例（以下「施行日以後の南陽市給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 平成18年4月1日以後適用されていた南陽市企業職員の給与の支給に関する規程（以下「施行日以後の南陽市水道事業企業訓令」という。）の企業職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして南陽市長の定めるもの</p>
	第6号区分	<p>(1) 施行日以後の南陽市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(2) 施行日以後の南陽市給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(3) 施行日以後の南陽市水道事業企業訓令の企業職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして南陽市長の定めるもの</p>
	第7号区分	<p>(1) 施行日以後の南陽市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(2) 施行日以後の南陽市給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(3) 平成18年4月1日以後適用されていた南陽市技能労務職員の給与に関する規</p>

		<p>則（以下「施行日以後の南陽市給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が147号給以上であったもの</p> <p>(4) 施行日以後の南陽市水道事業企業訓令の企業職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(5) 施行日以後の南陽市水道事業企業訓令の企業職給料表（2）の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が147号給以上であったもの</p> <p>(6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして南陽市長の定めるもの</p>
	第8号区分	<p>(1) 施行日以後の南陽市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(2) 施行日以後の南陽市給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの</p> <p>(3) 施行日以後の南陽市給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が97号給から146号給までであったもの</p> <p>(4) 施行日以後の南陽市水道事業企業訓令の企業職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(5) 施行日以後の南陽市水道事業企業訓令の企業職給料表（2）の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が97号給から146号給までであったもの</p> <p>(6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして南陽市長の定めるもの</p>
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
山 辺 町	第5号区分	<p>(1) 平成18年4月1日以後適用されている山辺町一般職の職員の給与に関する条例（以下「施行日以後の山辺町給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして山辺町長の定めるもの</p>
	第6号区分	<p>(1) 施行日以後の山辺町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして山辺町長の定めるもの</p>
	第7号区分	<p>(1) 施行日以後の山辺町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(2) 平成18年4月1日以後適用されている山辺町技能労務職員の給与に関する規則（以下「施行日以後の山辺町給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして山辺町長の定めるもの</p>
	第8号区分	<p>(1) 施行日以後の山辺町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(2) 施行日以後の山辺町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして山辺町長の定めるもの</p>
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
中 山 町	第5号区分	<p>(1) 平成18年4月1日以後適用されている中山町の一般職の職員の給与に関する条例（以下「施行日以後の中山町給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして中山町長の定めるもの</p>
	第6号区分	(1) 施行日以後の中山町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの

		(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして中山町長の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日以後の中山町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 平成18年4月1日以後適用されている中山町技能労務職員の給与に関する規則（以下「施行日以後の中山町給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして中山町長の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日以後の中山町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 施行日以後の中山町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして中山町長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
河北町	第5号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている河北町一般職の職員の給与に関する条例（以下「施行日以後の河北町給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして河北町長の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日以後の河北町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして河北町長の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日以後の河北町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 平成18年4月1日以後適用されている河北町技能労務職員の給与に関する規則（以下「施行日以後の河北町給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったものうちその受けていた給料月額が25号給以上であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして河北町長の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日以後の河北町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 施行日以後の河北町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第7号区分の項第2号に掲げる者を除く。） (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして河北町長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
西川町	第4号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている西川町一般職の職員の給与に関する条例（以下「施行日以後の西川町給与条例」という。）の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして西川町長の定めるもの

	第5号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の西川町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</li> <li>(2) 施行日以後の西川町給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(3) 施行日以後の西川町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</li> <li>(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして西川町長の定めるもの</li> </ul>
	第6号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の西川町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</li> <li>(2) 施行日以後の西川町給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち西川町長の定めるもの</li> <li>(3) 施行日以後の西川町給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</li> <li>(4) 施行日以後の西川町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</li> <li>(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして西川町長の定めるもの</li> </ul>
	第7号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の西川町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</li> <li>(2) 施行日以後の西川町給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第6号区分の項第2号に掲げる者を除く。)</li> <li>(3) 施行日以後の西川町給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</li> <li>(4) 施行日以後の西川町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</li> <li>(5) 平成18年4月1日以後適用されている西川町技能労務職員に関する規則(以下「施行日以後の西川町給与規則」という。)の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</li> <li>(6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして西川町長の定めるもの</li> </ul>
	第8号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の西川町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(2) 施行日以後の西川町給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち西川町長が定めるもの</li> <li>(3) 施行日以後の西川町給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(4) 施行日以後の西川町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(5) 施行日以後の西川町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして西川町長の定めるもの</li> </ul>
	第9号区分	第4号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
朝日町	第4号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成18年4月1日以後適用されている朝日町一般職の職員の給与に関する条例(以下「施行日以後の朝日町給与条例」という。)の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして朝日町長の定めるもの</li> </ul>

	第5号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の朝日町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</li> <li>(2) 施行日以後の朝日町給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</li> <li>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして朝日町長の定めるもの</li> </ul>
	第6号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の朝日町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</li> <li>(2) 施行日以後の朝日町給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの</li> <li>(3) 施行日以後の朝日町給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</li> <li>(4) 施行日以後の朝日町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</li> <li>(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして朝日町長の定めるもの</li> </ul>
	第7号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の朝日町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</li> <li>(2) 施行日以後の朝日町給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</li> <li>(3) 施行日以後の朝日町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</li> <li>(4) 平成18年4月1日以後適用されている朝日町技能労務職員の給与に関する規則(以下「施行日以後の朝日町給与規則」という。)の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が145号給以上であったもの</li> <li>(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして朝日町長の定めるもの</li> </ul>
	第8号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の朝日町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(2) 施行日以後の朝日町給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(3) 施行日以後の朝日町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(4) 施行日以後の朝日町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が77号給から144号給までであったもの</li> <li>(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして朝日町長の定めるもの</li> </ul>
	第9号区分	第4号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
大江町	第5号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成18年4月1日以後適用されている大江町一般職の職員の給与に関する条例(昭和45年大江町条例第5号。以下「施行日以後の大江町給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</li> <li>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして大江町長の定めるもの</li> </ul>
	第6号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の大江町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</li> <li>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして大江町長の定めるもの</li> </ul>

	第7号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の大江町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</li> <li>(2) 平成18年4月1日以後適用されている大江町技能労務職員の給与に関する規則（以下「施行日以後の大江町給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうちその受けていた給料月額が28号給以上であったもの</li> <li>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして大江町長の定めるもの</li> </ul>
	第8号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の大江町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(2) 施行日以後の大江町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち受けていた給料月額が100号給以上であったもの又は2級であったもの（第7号区分の項第2号に掲げる者を除く。）</li> <li>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして大江町長の定めるもの</li> </ul>
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
大石田町	第5号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成18年4月1日以後適用されている大石田町一般職の職員の給与に関する条例（以下「施行日以後の大石田町給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</li> <li>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして大石田町長の定めるもの</li> </ul>
	第6号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の大石田町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</li> <li>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして大石田町長の定めるもの</li> </ul>
	第7号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の大石田町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</li> <li>(2) 平成18年4月1日から令和元年12月31日までの間において適用されていた大石田町技能労務職員の給与に関する規則（以下「平成18年4月以後令和元年12月以前の大石田町給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が145号給以上であったもの</li> <li>(3) 令和2年1月1日以後適用されている大石田町技能労務職員の給与に関する規則（以下「令和2年1月以後の大石田町給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が149号給以上であったもの</li> <li>(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして大石田町長の定めるもの</li> </ul>
	第8号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の大石田町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(2) 平成18年4月以後令和元年12月以前の大石田町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が85号給から144号給までであったもの</li> <li>(3) 令和2年1月以後の大石田町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が85号給から148号給までであったもの</li> <li>(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして大石田町長の定めるもの</li> </ul>
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

金山町	第5号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成18年4月1日以後適用されている金山町一般職の職員の給与に関する条例（以下「施行日以後の金山町給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</li> <li>(2) 施行日以後の金山町給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者</li> <li>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして金山町長の定めるもの</li> </ul>
	第6号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の金山町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</li> <li>(2) 施行日以後の金山町給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</li> <li>(3) 施行日以後の金山町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</li> <li>(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして金山町長の定めるもの</li> </ul>
	第7号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の金山町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</li> <li>(2) 施行日以後の金山町給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</li> <li>(3) 施行日以後の金山町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</li> <li>(4) 平成18年4月1日以後適用されている金山町技能労務職員に関する規則（以下「施行日以後の金山町給与規則」という。）の技能労務職給料表（1）の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が141号給以上であったもの</li> <li>(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして金山町長の定めるもの</li> </ul>
	第8号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の金山町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(2) 施行日以後の金山町給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの</li> <li>(3) 施行日以後の金山町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(4) 施行日以後の金山町給与規則の技能労務職給料表（1）の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が81号給から140号給までであったもの</li> <li>(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして金山町長の定めるもの</li> </ul>
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
最上町	第4号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成18年4月1日以後適用されている最上町一般職の職員の給与に関する条例（以下「施行日以後の最上町給与条例」という。）の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして最上町長の定めるもの</li> </ul>
	第5号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の最上町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</li> <li>(2) 施行日以後の最上町給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</li> <li>(3) 施行日以後の最上町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち管理職手当の支給を受けていたもの</li> <li>(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして最上町長の定めるもの</li> </ul>

	第6号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の最上町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</li> <li>(2) 施行日以後の最上町給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの</li> <li>(3) 施行日以後の最上町給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</li> <li>(4) 施行日以後の最上町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第5号区分の項第3号に掲げる者を除く。)</li> <li>(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして最上町長の定めるもの</li> </ul>
	第7号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の最上町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</li> <li>(2) 施行日以後の最上町給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</li> <li>(3) 施行日以後の最上町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</li> <li>(4) 平成18年4月1日以後適用されている最上町技能労務職員に関する規則(以下「施行日以後の最上町給与規則」という。)の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が133号給以上であったもの</li> <li>(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして最上町長の定めるもの</li> </ul>
	第8号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の最上町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(2) 施行日以後の最上町給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの</li> <li>(3) 施行日以後の最上町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(4) 施行日以後の最上町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が77号給から132号給までであったもの</li> <li>(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして最上町長の定めるもの</li> </ul>
	第9号区分	第4号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
舟形町	第5号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成18年4月1日以後適用されている舟形町一般職の給与に関する条例(以下「施行日以後の舟形町給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</li> <li>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして舟形町長の定めるもの</li> </ul>
	第6号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の舟形町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</li> <li>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして舟形町長の定めるもの</li> </ul>
	第7号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の舟形町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</li> <li>(2) 平成18年4月1日以後適用されている舟形町技能労務職員に関する規則(以下「施行日以後の舟形町給与規則」という。)の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が138号給以上であったもの</li> <li>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして舟形町長の定めるもの</li> </ul>

	第8号区分	(1) 施行日以後の舟形町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 施行日以後の舟形町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が96号給から137号給までであったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして舟形町長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
真室川町	第4号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている真室川町一般職の職員の給与に関する条例（以下「施行日以後の真室川町給与条例」という。）の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして真室川町長の定めるもの
	第5号区分	(1) 施行日以後の真室川町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 施行日以後の真室川町給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (3) 平成18年4月1日以後適用されている真室川町教育委員会職員の給与、勤務時間、その他勤務条件に関する条例第2条の規定によりその例によることとされた山形県職員等の給与に関する条例の適用を受ける市町村立小中学校の校長又は教員に適用された同条例の教育職給料表（2）（以下「施行日以後の真室川町条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表（2）」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (4) 施行日以後の真室川町条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち真室川町長が定めるもの (5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして真室川町長の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日以後の真室川町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 施行日以後の真室川町給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち管理職手当の支給を受けていたもの (3) 施行日以後の真室川町給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち管理職手当の支給を受けていたもの (4) 施行日以後の真室川町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (5) 施行日以後の真室川町条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級（第5号区分の者を除く。）であったもの (6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして真室川町長の定めるもの

	第7号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行以後の真室川町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</li> <li>(2) 施行日以後の真室川町給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第6号区分の項第2号に掲げる者を除く。)</li> <li>(3) 施行日以後の真室川町給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第6号区分の項第3号に掲げる者を除く。)</li> <li>(4) 施行日以後の真室川町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</li> <li>(5) 施行日以後の真室川町条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち在職年数が18年以上のもの</li> <li>(6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして真室川町長の定めるもの</li> </ul>
	第8号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の真室川町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(2) 施行日以後の真室川町給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち管理職手当の支給を受けていたもの</li> <li>(3) 施行日以後の真室川町条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第7号区分の項第5号に掲げる者を除く。)のうち在職年数が9年以上のもの</li> <li>(4) 施行日以後の真室川町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(5) 施行日以後の真室川町条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第7号区分の項第5号に掲げる者を除く。)のうち在職年数が9年以上のもの</li> <li>(6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして真室川町長の定めるもの</li> </ul>
	第9号区分	第4号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
鮭川村	第5号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成18年4月1日以後適用されている鮭川村一般職の職員の給与に関する条例(以下「施行日以後の鮭川村給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</li> <li>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして鮭川村長の定めるもの</li> </ul>
	第6号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の鮭川村給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</li> <li>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして鮭川村長の定めるもの</li> </ul>
	第7号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の鮭川村給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</li> <li>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして鮭川村長の定めるもの</li> </ul>
	第8号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の鮭川村給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして鮭川村長の定めるもの</li> </ul>
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

戸 沢 村	第5号区分	<p>(1) 平成18年4月1日以後適用されている戸沢村一般職の職員給与に関する条例（以下「施行日以後の戸沢村給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 施行日以後の戸沢村給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(3) 平成18年4月1日以後適用されている戸沢村教育委員会職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例第2条の規定により例によることとされた山形県職員等の給与に関する条例の適用を受ける市町村立小中学校の校長又は教員に適用された同条例の教育職給料表（2）（以下「施行日以後の戸沢村条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表（2）」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級以上であったもの</p> <p>(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして戸沢村長の定めるもの</p>
	第6号区分	<p>(1) 施行日以後の戸沢村給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(2) 施行日以後の戸沢村給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち管理職手当の支給を受けていたもの</p> <p>(3) 施行日以後の戸沢村給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち管理職手当の支給を受けていたもの</p> <p>(4) 施行日以後の戸沢村条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(5) 平成18年4月1日以後適用されている戸沢村技能労務職員の給与に関する規則（以下「施行日以後の戸沢村給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が190号給以上であったもの</p> <p>(6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして戸沢村長の定めるもの</p>
	第7号区分	<p>(1) 施行日以後の戸沢村給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(2) 施行日以後の戸沢村給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第6号区分の項第2号に掲げる者を除く。）</p> <p>(3) 施行日以後の戸沢村給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第6号区分の項第3号に掲げる者を除く。）</p> <p>(4) 施行日以後の戸沢村給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(5) 施行日以後の戸沢村条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち期末手当基礎額算定に係る加算割合が100分の10であったもの</p> <p>(6) 施行日以後の戸沢村給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が145号給から189号給までであったもの</p> <p>(7) 前各号に掲げる者に準ずるものとして戸沢村長の定めるもの</p>

	第8号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の戸沢村給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(2) 施行日以後の戸沢村給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち管理職手当の支給を受けていたもの</li> <li>(3) 施行日以後の戸沢村給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち経験年数が15年以上であったもの又は3級若しくは4級であったもの</li> <li>(4) 施行日以後の戸沢村給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうちその在級期間が360月を超えるもの又は3級であったもの</li> <li>(5) 施行日以後の戸沢村条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第7号区分の項第5号に掲げる者を除く。)のうち期末手当基礎額算定に係る加算割合が100分の5であったもの</li> <li>(6) 施行日以後の戸沢村給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が89号給から144号給までであったもの</li> <li>(7) 前各号に掲げる者に準ずるものとして戸沢村長の定めるもの</li> </ul>
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
大蔵村	第5号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成18年4月1日以後適用されている大蔵村一般職の職員の給与に関する条例(以下「施行日以後の大蔵村給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</li> <li>(2) 施行日以後の大蔵村給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして大蔵村長の定めるもの</li> </ul>
	第6号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の大蔵村給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</li> <li>(2) 施行日以後の大蔵村給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち管理職手当の支給を受けていたもの</li> <li>(3) 施行日以後の大蔵村給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち管理職手当の支給を受けていたもの</li> <li>(4) 施行日以後の大蔵村給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</li> <li>(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして大蔵村長の定めるもの</li> </ul>

	第7号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の大蔵村給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</li> <li>(2) 施行日以後の大蔵村給与条例の医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第6号区分の項第2号に掲げる者を除く。）</li> <li>(3) 施行日以後の大蔵村給与条例の医療職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第6号区分の項第3号に掲げる者を除く。）</li> <li>(4) 施行日以後の大蔵村給与条例の医療職給料表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</li> <li>(5) 平成18年4月1日以後適用されている大蔵村技能労務職員の給与に関する規則（以下「施行日以後の大蔵村給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が157号給以上であったもの</li> <li>(6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして大蔵村長の定めるもの</li> </ul>
	第8号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の大蔵村給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(2) 施行日以後の大蔵村給与条例の医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち管理職手当の支給を受けていたもの</li> <li>(3) 施行日以後の大蔵村給与条例の医療職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうちその在級期間が120月を超えるもの又は3級若しくは4級であったもの</li> <li>(4) 施行日以後の大蔵村給与条例の医療職給料表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうちその在級期間が360月を超えるもの又は3級であったもの</li> <li>(5) 施行日以後の大蔵村給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が93号給から156号給までであったもの</li> <li>(6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして大蔵村長の定めるもの</li> </ul>
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
高 島 町	第4号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成18年4月1日以後適用されている高島町一般職の職員の給与に関する条例（以下「施行日以後の高島町給与条例」という。）の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</li> <li>(2) 高島町病院企業職員の給与に関する規程（平成21年高島町病院事業管理規程第5号。以下「高島町病院給与規程」という。）の病院医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</li> <li>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして高島町長等（高島町病院給与規程の適用を受けていた者にあつては高島町病院事業管理者をいい、他の者にあつては高島町長をいう。以下同じ。）の定めるもの</li> </ul>

第5号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の高島町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</li> <li>(2) 高島町病院給与規程の病院企業行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</li> <li>(3) 施行日以後の高島町給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(4) 高島町病院給与規程の病院医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(5) 施行日以後の高島町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</li> <li>(6) 高島町病院給与規程の病院医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</li> <li>(7) 前各号に掲げる者に準ずるものとして高島町長等の定めるもの</li> </ul>
第6号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の高島町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</li> <li>(2) 高島町病院給与規程の病院企業行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</li> <li>(3) 施行日以後の高島町給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったものうち高島町長が定めるもの又は6級であったもの</li> <li>(4) 高島町病院給与規程の病院医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったものうち高島町病院事業管理者が定めるもの又は6級であったもの</li> <li>(5) 施行日以後の高島町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったものうち高島町長が定めるもの</li> <li>(6) 高島町病院給与規程の病院医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったものうち高島町病院事業管理者が定めるもの</li> <li>(7) 前各号に掲げる者に準ずるものとして高島町長等の定めるもの</li> </ul>

第7号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の高畠町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</li> <li>(2) 高畠町病院給与規程の病院企業行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</li> <li>(3) 施行日以後の高畠町給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</li> <li>(4) 高畠町病院給与規程の病院医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</li> <li>(5) 施行日以後の高畠町給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第6号区分の項第3号に掲げる者を除く。）</li> <li>(6) 高畠町病院給与規程の病院医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第6号区分の項第4号に掲げる者を除く。）</li> <li>(7) 施行日以後の高畠町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの（第6号区分の項第5号に掲げる者を除く。）</li> <li>(8) 高畠町病院給与規程の病院医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの（第6号区分の項第6号に掲げる者を除く。）</li> <li>(9) 平成18年4月1日以後適用されている高畠町技能労務職員の給与に関する規則（以下「施行日以後の高畠町給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が145号給以上であったもの</li> <li>(10) 高畠町病院給与規程の病院企業技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が145号給以上であったもの</li> <li>(11) 高畠町病院給与規程の病院企業介護職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</li> <li>(12) 前各号に掲げる者に準ずるものとして高畠町長等の定めるもの</li> </ul>
-------	--

	第8号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の高畠町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(2) 高畠町病院給与規程の病院企業行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(3) 施行日以後の高畠町給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの</li> <li>(4) 高畠町病院給与規程の病院医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの</li> <li>(5) 施行日以後の高畠町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち高畠町長が定めるもの</li> <li>(6) 高畠町病院給与規程の病院医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち高畠町病院事業管理者が定めるもの</li> <li>(7) 施行日以後の高畠町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が99号給から144号給までであったもの</li> <li>(8) 高畠町病院給与規程の病院企業技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が99号給から144号給までであったもの</li> <li>(9) 高畠町病院給与規程の病院企業介護職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(10) 前各号に掲げる者に準ずるものとして高畠町長等の定めるもの</li> </ul>
	第9号区分	第4号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
川西町	第5号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成18年4月1日以後適用されている川西町一般職の職員の給与に関する条例(以下「施行日以後の川西町給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</li> <li>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして川西町長の定めるもの</li> </ul>
	第6号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の川西町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</li> <li>(2) 施行日以後の川西町給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</li> <li>(3) 平成18年4月1日以後適用されている川西町技能労務職員の給与に関する規則(以下「施行日以後の川西町給与規則」という。)の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が186号給以上であったもの</li> <li>(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして川西町長の定めるもの</li> </ul>
	第7号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の川西町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</li> <li>(2) 施行日以後の川西町給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</li> <li>(3) 施行日以後の川西町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が145号給から185号給までであったもの</li> <li>(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして川西町長の定めるもの</li> </ul>

	第8号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の川西町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(2) 施行日以後の川西町給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの</li> <li>(3) 施行日以後の川西町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が91号給から144号給までであったもの</li> <li>(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして川西町長の定めるもの</li> </ul>
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
小国町	第5号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成18年4月1日以後適用されている小国町一般職の職員の給与に関する条例（以下「施行日以後の小国町給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</li> <li>(2) 施行日以後の小国町給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</li> <li>(3) 平成18年4月1日以後適用されている小国町企業職員の給与の支給に関する規程（以下「施行日以後の小国町企業職員給与規程」という。）の企業職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</li> <li>(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして小国町長の定めるもの</li> </ul>
	第6号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の小国町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</li> <li>(2) 施行日以後の小国町給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(3) 施行日以後の小国町給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</li> <li>(4) 施行日以後の小国町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</li> <li>(5) 施行日以後の小国町企業職員給与規程の企業職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</li> <li>(6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして小国町長の定めるもの</li> </ul>
	第7号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の小国町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</li> <li>(2) 施行日以後の小国町給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</li> <li>(3) 施行日以後の小国町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</li> <li>(4) 施行日以後の小国町企業職員給与規程の企業職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</li> <li>(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして小国町長の定めるもの</li> </ul>

	第8号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の小国町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(2) 施行日以後の小国町給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの</li> <li>(3) 施行日以後の小国町給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの</li> <li>(4) 施行日以後の小国町給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(5) 施行日以後の小国町給与条例の福祉職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(6) 施行日以後の小国町企業職員給与規程の企業職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(7) 施行日以後の小国町企業職員給与規程の企業職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったものうち小国町長の定めるもの</li> <li>(8) 平成18年4月1日以後適用されている小国町技能労務職員に関する規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったものうち小国町長の定めるもの</li> <li>(9) 前各号に掲げる者に準ずるものとして小国町長の定めるもの</li> </ul>
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
白鷹町	第3号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成18年4月1日以後適用されている白鷹町病院事業等職員の給与の支給に関する規程（以下「施行日以後の白鷹町病院事業等管理規程」という。）の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</li> <li>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして白鷹町長の定めるもの</li> </ul>
	第4号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の白鷹町病院事業等管理規程の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</li> <li>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして白鷹町長の定めるもの</li> </ul>
	第5号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成18年4月1日以後適用されている白鷹町一般職の職員の給与に関する条例（以下「施行日以後の白鷹町給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</li> <li>(2) 施行日以後の白鷹町病院事業等管理規程の事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</li> <li>(3) 施行日以後の白鷹町病院事業等管理規程の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(4) 施行日以後の白鷹町病院事業等管理規程の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</li> <li>(5) 施行日以後の白鷹町病院事業等管理規程の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったものうち管理職手当の支給割合が100分の10であったもの又は6級であったもの</li> <li>(6) 平成18年4月1日以後適用されている白鷹町水道事業職員の給与の支給に関する規程（以下「施行日以後の白鷹町水道事業給与規程」という。）の水道事業企業職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</li> <li>(7) 前各号に掲げる者に準ずるものとして白鷹町長の定めるもの</li> </ul>

第6号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の白鷹町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</li> <li>(2) 施行日以後の白鷹町病院事業等管理規程の事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</li> <li>(3) 施行日以後の白鷹町病院事業等管理規程の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</li> <li>(4) 施行日以後の白鷹町病院事業等管理規程の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第5号区分の項第4号に掲げる者を除く。）</li> <li>(5) 施行日以後の白鷹町水道事業給与規程の水道事業企業職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</li> <li>(6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして白鷹町長の定めるもの</li> </ul>
第7号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の白鷹町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</li> <li>(2) 施行日以後の白鷹町病院事業等管理規程の事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</li> <li>(3) 施行日以後の白鷹町病院事業等管理規程の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</li> <li>(4) 施行日以後の白鷹町病院事業等管理規程の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</li> <li>(5) 施行日以後の白鷹町病院事業等管理規程の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</li> <li>(6) 施行日以後の白鷹町病院事業等管理規程の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が157号給以上であったもの</li> <li>(7) 施行日以後の白鷹町水道事業給与規程の水道事業企業職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</li> <li>(8) 施行日以後の白鷹町水道事業給与規程の水道事業企業職給料表（2）の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が157号給以上であったもの</li> <li>(9) 平成8年4月1日以後適用されている白鷹町技能労務職員に関する規則（以下「施行日以後の白鷹町給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が157号給以上であったもの</li> <li>(10) 前各号に掲げる者に準ずるものとして白鷹町長の定めるもの</li> </ul>

	第8号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の白鷹町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(2) 施行日以後の白鷹町病院事業等管理規程の事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(3) 施行日以後の白鷹町病院事業等管理規程の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(4) 施行日以後の白鷹町病院事業等管理規程の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(5) 施行日以後の白鷹町病院事業等管理規程の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が89号給から156号給までであったもの</li> <li>(6) 施行日以後の白鷹町水道事業給与規程の水道事業企業職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(7) 施行日以後の白鷹町水道事業給与規程の水道事業企業職給料表(2)の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が89号給から156号給までであったもの</li> <li>(8) 施行日以後の白鷹町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が89号給から156号給までであったもの</li> <li>(9) 前各号に掲げる者に準ずるものとして白鷹町長の定めるもの</li> </ul>
	第9号区分	第4号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
飯豊町	第5号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成18年4月1日以後適用されている飯豊町一般職の職員の給与に関する条例(以下「施行日以後の飯豊町給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</li> <li>(2) 施行日以後の飯豊町給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</li> <li>(3) 施行日以後の飯豊町給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</li> <li>(4) 施行日以後の飯豊町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</li> <li>(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして飯豊町長の定めるもの</li> </ul>
	第6号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の飯豊町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</li> <li>(2) 施行日以後の飯豊町給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(3) 施行日以後の飯豊町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</li> <li>(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして飯豊町長の定めるもの</li> </ul>

	第7号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の飯豊町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</li> <li>(2) 施行日以後の飯豊町給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</li> <li>(3) 施行日以後の飯豊町給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</li> <li>(4) 施行日以後の飯豊町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</li> <li>(5) 平成18年4月1日以後適用されている飯豊町技能労務職員に関する規則(以下「施行日以後の飯豊町給与規則」という。)の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が83号給以上であったもの</li> <li>(6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして飯豊町長の定めるもの</li> </ul>
	第8号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の飯豊町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(2) 施行日以後の飯豊町給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの</li> <li>(3) 施行日以後の飯豊町給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの</li> <li>(4) 施行日以後の飯豊町給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(5) 施行日以後の飯豊町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が42号給から82号給までであったもの</li> <li>(6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして飯豊町長の定めるもの</li> </ul>
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
三川町	第5号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成18年4月1日以後適用されている三川町一般職の職員の給与に関する条例(以下「施行日以後の三川町給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</li> <li>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして三川町長の定めるもの</li> </ul>
	第6号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の三川町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</li> <li>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして三川町長の定めるもの</li> </ul>
	第7号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の三川町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</li> <li>(2) 平成18年4月1日以後適用されている三川町技能労務職員に関する規則(以下「施行日以後の三川町給与規則」という。)の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が150号給以上であったもの</li> <li>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして三川町長の定めるもの</li> </ul>
	第8号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の三川町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(2) 施行日以後の三川町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が82号給から149号給までであったもの</li> <li>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして三川町長の定めるもの</li> </ul>
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

遊佐町	第5号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている遊佐町一般職の職員の給与に関する条例（以下「施行日以後の遊佐町給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして遊佐町長の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日以後の遊佐町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして遊佐町長の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日以後の遊佐町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 平成18年4月1日以後適用されている遊佐町技能労務職員の給与に関する規則（以下「施行日以後の遊佐町給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうちその受けていた給料月額が57号給以上であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして遊佐町長の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日以後の遊佐町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 施行日以後の遊佐町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級又は3級であったもの（第7号区分の項第2号に掲げる者を除く。） (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして遊佐町長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
庄内町	第5号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている庄内町一般職の職員の給与に関する条例（以下「施行日以後の庄内町給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして庄内町長の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日以後の庄内町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして庄内町長の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日以後の庄内町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 平成18年4月1日以後適用されている庄内町技能労務職員の給与等に関する規則（以下「施行日以後の庄内町給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして庄内町長の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日以後の庄内町給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 施行日以後の庄内町給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして庄内町長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

山形県消防補償等組合	第5号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている山形県消防補償等組合一般職の職員の給与及び旅費に関する条例第2条の規定により準用する山形県職員等の給与に関する条例の行政職給料表（以下「施行日以後の山形県消防補償等組合条例により準用することとされた山形県給与条例の行政職給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして山形県消防補償等組合組合長の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日以後の山形県消防補償等組合条例により準用することとされた山形県給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして山形県消防補償等組合組合長の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日以後の山形県消防補償等組合条例により準用することとされた山形県給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして山形県消防補償等組合組合長の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日以後の山形県消防補償等組合条例により準用することとされた山形県給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして山形県消防補償等組合組合長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
山形県自治会館管理組合	第5号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている山形県自治会館管理組合の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づき準用する山形県職員等の給与に関する条例の行政職給料表（以下「施行日以後の山形県自治会館管理組合条例により準用することとされた山形県給与条例の行政職給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして山形県自治会館管理組合管理者の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日以後の山形県自治会館管理組合条例により準用することとされた山形県給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして山形県自治会館管理組合管理者の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日以後の山形県自治会館管理組合条例により準用することとされた山形県給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして山形県自治会館管理組合管理者の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日以後の山形県自治会館管理組合条例により準用することとされた山形県給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして山形県自治会館管理組合管理者の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

東根市外二市一町共立衛生処理組合	第4号区分	(1) 平成18年4月1日から平成28年3月31日までの間において適用されていた東根市外二市一町共立衛生処理組合一般職の職員の給与に関する条例第2条及び平成28年4月1日以後適用されている同条例第3条の規定により例によることとされる東根市一般職の職員の給与に関する条例の適用を受ける職員に適用される同条例の行政職給料表（以下「施行日以後の例によることとされた東根市給与条例の行政職給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして東根市外二市一町共立衛生処理組合管理者の定めるもの
	第5号区分	(1) 施行日以後の例によることとされた東根市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして東根市外二市一町共立衛生処理組合管理者の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日以後の例によることとされた東根市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして東根市外二市一町共立衛生処理組合管理者の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日以後の例によることとされた東根市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして東根市外二市一町共立衛生処理組合管理者の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日以後の例によることとされた東根市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして東根市外二市一町共立衛生処理組合管理者の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
北村山公立病院組合	第4号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている北村山公立病院一般職の職員の給与に関する条例（以下「施行日以後の北村山公立病院組合給与条例」という。）の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして北村山公立病院組合管理者の定めるもの
	第5号区分	(1) 施行日以後の北村山公立病院組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 施行日以後の北村山公立病院組合給与条例の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (3) 施行日以後の北村山公立病院組合給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (4) 施行日以後の北村山公立病院組合給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして北村山公立病院組合管理者の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日以後の北村山公立病院組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 施行日以後の北村山公立病院組合給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして北村山公立病院組合管理者の定めるもの

	第7号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の北村山公立病院組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</li> <li>(2) 施行日以後の北村山公立病院組合給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</li> <li>(3) 施行日以後の北村山公立病院組合給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</li> <li>(4) 施行日以後の北村山公立病院組合給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</li> <li>(5) 平成18年4月1日以後適用されている北村山公立病院技能労務職員の給与等に関する規則(以下「施行日以後の北村山公立病院組合給与規則」という。)の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(6) 前各号に掲げる者に準ずるものとして北村山公立病院組合管理者の定めるもの</li> </ul>
	第8号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の北村山公立病院組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(2) 施行日以後の北村山公立病院組合給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの</li> <li>(3) 施行日以後の北村山公立病院組合給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(4) 施行日以後の北村山公立病院組合給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</li> <li>(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして北村山公立病院組合管理者の定めるもの</li> </ul>
	第9号区分	第4号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
最上川中部水道企業団	第5号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成18年4月1日以後適用されている最上川中部水道企業団職員の給与に関する規程(以下「施行日以後の最上川中部水道企業団給与規程」という。)の企業職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</li> <li>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして最上川中部水道企業団企業長の定めるもの</li> </ul>
	第6号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の最上川中部水道企業団給与規程の企業職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</li> <li>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして最上川中部水道企業団企業長の定めるもの</li> </ul>
	第7号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の最上川中部水道企業団給与規程の企業職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</li> <li>(2) 施行日以後の最上川中部水道企業団給与規程の企業職給料表(二)の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が133号給以上であったもの</li> <li>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして最上川中部水道企業団企業長の定めるもの</li> </ul>
	第8号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の最上川中部水道企業団給与規程の企業職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(2) 施行日以後の最上川中部水道企業団給与規程の企業職給料表(二)の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が81号給から132号給までであったもの</li> <li>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして最上川中部水道企業団企業長の定めるもの</li> </ul>
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

最上広域市町村圏事務組合	第5号区分	<p>(1) 平成18年4月1日以後適用されている最上広域市町村圏事務組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「施行日以後の最上広域市町村圏事務組合給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 平成18年4月1日以後適用されていた最上広域市町村圏事務組合教育委員会教育職員の給与、勤務時間その他の条件に関する条例第2条の規定により例によることとされた山形県職員等の給与に関する条例の適用を受ける市町村立小中学校の校長又は教員に適用された同条例の教育職給料表（2）（以下「施行日以後の最上広域市町村圏事務組合条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表（2）」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして最上広域市町村圏事務組合理事長の定めるもの</p>
	第6号区分	<p>(1) 施行日以後の最上広域市町村圏事務組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(2) 施行日以後の最上広域市町村圏事務組合条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして最上広域市町村圏事務組合理事長の定めるもの</p>
	第7号区分	<p>(1) 施行日以後の最上広域市町村圏事務組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(2) 施行日以後の最上広域市町村圏事務組合条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち期末手当基礎額算定に係る加算割合が100分の10であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして最上広域市町村圏事務組合理事長の定めるもの</p>
	第8号区分	<p>(1) 施行日以後の最上広域市町村圏事務組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(2) 施行日以後の最上広域市町村圏事務組合条例により例によることとされた山形県給与条例の教育職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第7号区分の項第2号に掲げる者を除く。）のうち期末手当基礎額算定に係る加算割合が100分の5であったもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして最上広域市町村圏事務組合理事長の定めるもの</p>
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

置賜広域行政事務組合	第4号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている置賜広域行政事務組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「施行日以後の置賜広域行政事務組合給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして置賜広域行政事務組合理事長の定めるもの
	第5号区分	(1) 施行日以後の置賜広域行政事務組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして置賜広域行政事務組合理事長の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日以後の置賜広域行政事務組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして置賜広域行政事務組合理事長の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日以後の置賜広域行政事務組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 平成18年4月1日から平成19年12月31日までの間において適用されていた置賜広域行政事務組合技能労務職員の給与に関する規則（以下「平成18年4月以後平成19年12月以前の置賜広域行政事務組合給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が133号給から177号給までであったもの (3) 平成20年1月1日以後適用されている置賜広域行政事務組合技能労務職員の給与に関する規則（以下「平成20年1月以後の置賜広域行政事務組合給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が140号給以上であったもの (4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして置賜広域行政事務組合理事長の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日以後の置賜広域行政事務組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 平成18年4月以後平成19年12月以前の置賜広域行政事務組合給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が89号給から132号給までであったもの (3) 平成20年1月以後の置賜広域行政事務組合給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が90号給から139号給までであったもの (4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして置賜広域行政事務組合理事長の定めるもの
	第9号区分	第4号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

西村山広域行政事務組合	第5号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている西村山広域行政事務組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「施行日以後の西村山広域行政事務組合給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして西村山広域行政事務組合理事長の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日以後の西村山広域行政事務組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 施行日以後の西村山広域行政事務組合給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして西村山広域行政事務組合理事長の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日以後の西村山広域行政事務組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 施行日以後の西村山広域行政事務組合給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして西村山広域行政事務組合理事長の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日以後の西村山広域行政事務組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 施行日以後の西村山広域行政事務組合給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして西村山広域行政事務組合理事長の定めるもの
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
北村山広域行政事務組合	第5号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている北村山広域行政事務組合一般職の職員の給与に関する条例第4条の規定により例によることとされた村山市一般職の職員の給与に関する条例の適用を受ける職員に適用された同条例の行政職給料表（以下「施行日以後の例によることとされた村山市給与条例の行政職給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして北村山広域行政事務組合管理者の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日以後の例によることとされた村山市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして北村山広域行政事務組合管理者の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日以後の例によることとされた村山市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして北村山広域行政事務組合管理者の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日以後の例によることとされた村山市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして北村山広域行政事務組合管理者の定めるもの

	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
西置賜行政組合	第5号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成18年4月1日以後適用されている西置賜行政組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「施行日以後の西置賜行政組合給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</li> <li>(2) 施行日以後の西置賜行政組合給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</li> <li>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして西置賜行政組合管理者の定めるもの</li> </ul>
	第6号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の西置賜行政組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</li> <li>(2) 施行日以後の西置賜行政組合給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</li> <li>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして西置賜行政組合管理者の定めるもの</li> </ul>
	第7号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の西置賜行政組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち受けていた給料月額が77号給以上であったもの若しくは4級であったもの又は平成18年3月31日において施行日前の西置賜行政組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</li> <li>(2) 施行日以後の西置賜行政組合給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</li> <li>(3) 平成18年4月1日以後適用されている西置賜行政組合技能労務職員の給与の支給に関する規則（以下「施行日以後の西置賜行政組合給与規則」という。）の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち受けていた給料月額が81号給以上であったもの</li> <li>(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして西置賜行政組合管理者の定めるもの</li> </ul>
	第8号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の西置賜行政組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち受けていた給料月額が41号給以上であったもの若しくは3級であったもの（第7号区分の項第1号に掲げる者を除く。）又は平成18年3月31日において施行日前の西置賜行政組合給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級若しくは5級であったもの</li> <li>(2) 施行日以後の西置賜行政組合給与条例の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(3) 施行日以後の西置賜行政組合給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち受けていた給料月額が97号給以上であったもの又は2級であったもの（第7号区分の項第3号に掲げる者を除く。）</li> <li>(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして西置賜行政組合管理者の定めるもの</li> </ul>
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

酒田地区広域行政組合	第4号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている酒田地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例(昭和48年酒田地区消防組合条例第17号)第2条の規定により準用される酒田市給与条例の行政職給料表(以下「施行日以後の準用することとされた酒田市給与条例の行政職給料表」という。)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして酒田地区広域行政組合管理者の定めるもの
	第5号区分	(1) 施行日以後の準用することとされた酒田市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして酒田地区広域行政組合管理者の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日以後の準用することとされた酒田市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして酒田地区広域行政組合管理者の定めるもの
	第7号区分	(1) 施行日以後の準用することとされた酒田市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 平成20年4月1日以後適用されている酒田地区広域行政組合技能労務職員の給与等に関する規則(平成20年酒田地区広域行政組合規則第6号)第2条の規定により準用される酒田市技能労務職員の給与に関する規則の技能職給料表(以下「平成20年4月以後の準用することとされた酒田市給与規則の技能職給料表」という。)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち受けていた給料月額が33号給以上であったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして酒田地区広域行政組合管理者の定めるもの
	第8号区分	(1) 施行日以後の準用することとされた酒田市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 平成20年4月以後の準用することとされた酒田市給与規則の技能職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち受けていた給料月額が45号給以上であったもの又は3級であったもののうち受けていた給料月額が1号給から32号給までであったもの (3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして酒田地区広域行政組合管理者の定めるもの
	第9号区分	第4号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
尾花沢市大石田町環境衛生事業組合	第5号区分	(1) 平成18年4月1日以後適用されている尾花沢市の条例を準用する条例に基づき準用する尾花沢市一般職の職員の給与に関する条例の行政職給料表(以下「施行日以後の準用することとされた尾花沢市給与条例の行政職給料表」という。)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして尾花沢市大石田町環境衛生事業組合管理者の定めるもの
	第6号区分	(1) 施行日以後の準用することとされた尾花沢市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 前号に掲げる者に準ずるものとして尾花沢市大石田町環境衛生事業組合管理者の定めるもの

	第7号区分	<p>(1) 施行日以後の準用することとされた尾花沢市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(2) 平成18年4月1日から平成27年3月31日までの間において適用されていた尾花沢市の規則を準用する規則に基づき準用する尾花沢市技能労務職員の給与等の支給に関する規則の技能労務職給料表（以下「平成18年4月以後平成27年3月以前の準用することとされた尾花沢市給与規則の技能労務職給料表」という。）の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が129号給以上であったもの</p> <p>(3) 平成27年4月1日以後適用されている尾花沢市の規則を準用する規則に基づき準用する尾花沢市技能労務職員の給与等の支給に関する規則の技能労務職給料表（以下「平成27年4月以後の準用することとされた尾花沢市給与規則の技能労務職給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして尾花沢市大石田町環境衛生事業組合管理者の定めるもの</p>
	第8号区分	<p>(1) 施行日以後の準用することとされた尾花沢市給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(2) 平成18年4月以後平成27年3月以前の準用することとされた尾花沢市給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその受けていた給料月額が69号給から128号給までであったもの</p> <p>(3) 平成27年4月以後の準用することとされた尾花沢市給与規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして尾花沢市大石田町環境衛生事業組合管理者の定めるもの</p>
	第9号区分	第5号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
置賜広域病院企業団	第1号区分	<p>(1) 平成18年4月1日から平成29年3月31日までの間において適用されていた置賜広域病院組合一般職の職員の給与に関する条例及び平成29年4月1日以後適用されている置賜広域病院企業団職員の給与に関する規程（平成29年置賜広域病院企業団管理規程第25号）（以下「施行日以後の置賜広域病院企業団給与規程等」という。）の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして置賜広域病院企業団企業長の定めるもの</p>
	第2号区分	<p>(1) 施行日以後の置賜広域病院企業団給与規程等の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち置賜広域病院企業団企業長の定めるもの</p> <p>(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして置賜広域病院企業団企業長の定めるもの</p>
	第3号区分	<p>(1) 施行日以後の置賜広域病院企業団給与規程等の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(2) 施行日以後の置賜広域病院企業団給与規程等の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第2号区分の項第1項に掲げる者を除く。）のうち置賜広域病院企業団企業長の定めるもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして置賜広域病院企業団企業長の定めるもの</p>

第4号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の置賜広域病院企業団給与規程等の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</li> <li>(2) 施行日以後の置賜広域病院企業団給与規程等の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第2号区分の項第1号及び第3号区分の項第2号に掲げる者を除く。)</li> <li>(3) 施行日以後の置賜広域病院企業団給与規程等の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</li> <li>(4) 前各号に掲げる者に準ずるものとして置賜広域病院企業団企業長の定めるもの</li> </ul>
第5号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の置賜広域病院企業団給与規程等の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</li> <li>(2) 施行日以後の置賜広域病院企業団給与規程等の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち置賜広域病院企業団企業長の定めるもの</li> <li>(3) 施行日以後の置賜広域病院企業団給与規程等の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級又は7級であったもの</li> <li>(4) 施行日以後の置賜広域病院企業団給与規程等の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</li> <li>(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして置賜広域病院企業団企業長の定めるもの</li> </ul>
第6号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の置賜広域病院企業団給与規程等の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</li> <li>(2) 施行日以後の置賜広域病院企業団給与規程等の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの(第5号区分の項第2号に掲げる者を除く。)</li> <li>(3) 施行日以後の置賜広域病院企業団給与規程等の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち置賜広域病院企業団企業長の定めるもの</li> <li>(4) 施行日以後の置賜広域病院企業団給与規程等の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</li> <li>(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして置賜広域病院企業団企業長の定めるもの</li> </ul>
第7号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の置賜広域病院企業団給与規程等の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</li> <li>(2) 施行日以後の置賜広域病院企業団給与規程等の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち置賜広域病院企業団企業長の定めるもの</li> <li>(3) 施行日以後の置賜広域病院企業団給与規程等の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第6号区分の項第3号に掲げる者を除く。)</li> <li>(4) 施行日以後の置賜広域病院企業団給与規程等の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</li> <li>(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして置賜広域病院企業団企業長の定めるもの</li> </ul>

第8号区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行日以後の置賜広域病院企業団給与規程等の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(2) 施行日以後の置賜広域病院企業団給与規程等の医療職給料表（1）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第7号区分の項第2号に掲げる者を除く。）</li> <li>(3) 施行日以後の置賜広域病院企業団給与規程等の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの</li> <li>(4) 施行日以後の置賜広域病院企業団給与規程等の医療職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</li> <li>(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして置賜広域病院企業団企業長の定めるもの</li> </ul>
第9号区分	第1号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者